

322

388

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18  
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



2-483



最新

商

業要綱

上卷

法學士 吉野謙吉  
畠山豊吉 共著

發兌元

大阪寶文館  
大阪巖松堂

大正  
13. 4. 24  
内交

322-388

序言

大正十二年三月文部省實業學務局より發表せられたる、教授要綱は、啻に商業經營手續に偏倚せず、商業の職能併に効益の項目を加へ、該科教授の指針となせるは、從來のものに比し、一段の革新を謂はざるべからず。

而して同要綱は、現時改正せる諸法令は勿論、最新學說、事項の説述まで、要求し居るもの、如く、其趣旨に合致せしめ、商業界全般に亘る新事實、並に新學說をも採録せざるべからず、然るに是等事項を簡潔にして明瞭、而も其分量の權衡を得るには、斯種著述に當り、頗る心思を苦しむる問題あり、新要綱發表一年なるに、吾人の寡聞未だ之に準據せる名著を聞かざるは、學者も或はこの面倒を感じられ、手を着けざるに因るにあらざる乎、然るに菲

大正 24 年 4 月 24 日 内交

序言

才自ら揣らず、本書に手を染めたるは、新要綱が吾人の希望に一致せるを歡びたる結果とす。

今稿を終り通讀するに、説明の順序及び採録の分量等に、未だ不備の點尠ざらるも、敢て之を公にし、教科書に充てんとするは、全く之れ無きに優ると信じたる爲めにして、之が完璧は學者の此正を仰がざるべからず、然れども若し本書にして、新要綱準據の教授上に、幾分の貢獻する處あらば、獨り著者の光榮のみならんや。

大正十三年一月

著者識

凡例

一、本書は實業學校教科用に充つる目的にて編述せるものにて、説述の順序は大正十二年三月文部省制定の教授要綱に準據せり。  
一、本書に挿入せる主要なる書式中には、實際界に使用しつゝあるものあれば、書式雛形を其儘示さんと欲したるも、製本の都合上書中に摺り込みたるものあり、又卷末に附せるは遺憾ながら已むなきに出づ。

一、金融編中の信託會社業務は、法令發布早々にして、之が運用に關し實際界に於て未だ研究中に屬するも、其適當と信ずるものを列舉せり。  
一、從來の類書中、會社組織、手形交換、銀行賣買條件其他一二箇所に於ける或る事項に關し、印刷の誤植にあらずんば、見解を異にせ

るものあり、是等の事項は著者の卑見に基づき説述せり。  
 一、新要綱は各編夫々専門學者に依りて、選定せられたるものならん、説述の事項は頗る深く且つ新事實を網羅しありて、之が説明の爲め最初紙數の増加を來せり、然るに教授時間に制限ある教科書として、不適當なりこの注意を受け、且つ書肆の希望もありて、己むを得ず省略せる所あれば、此點諒承せられんことを希ふ。

著者識

最新商業要綱【上卷】目次（大正十三年新刊版）

第一編 總論

第一章 商業の概念……………一

    第一節 商及商業の意義……………一

    第二節 商業の發達……………二

    第三節 商業の効益……………六

    第四節 商業に伴ふ弊害及其防止策……………一〇

    第五節 廉賣に關する施設及經營……………一六

第二章 商業の主體及商業の種類……………二三

    第一節 商業の主體……………二三

    第二節 事業の種類に依る商業の種類……………二六

    第三節 損益計算の自他に依る區別……………二九

    第四節 商業主體の組織に依る區別……………三〇

第五節	特種の商業組織	四
第三章	商業の客體	四七
第一節	商品	四七
第二節	商品の種別	四八
第三節	有價證券	五一
第四節	有價證券の種類	五一
第四章	商業取引の用具	六〇
第一節	通貨	六〇
第二節	手形	六〇
第三節	小切手	六二
第四節	度量衡	六九
第五章	商業の經理	一〇一
第一節	商業資本	一〇一
第二節	營業費及利息	一〇四

第三節	商號	一〇九
第四節	登録	一一〇
第五節	營業所	一一三
第六節	商業使用人	一一八
第七節	商業使用人の選任採用及待遇	一二二
第八節	取引先	一二七
第九節	廣告	一三一
第六章	商業機關	一三四
第一節	税關	一三四
第二節	商業會議所	一四四
第三節	同業組合	一四七
第四節	商業興信所	一四九
第五節	重要なる公私商業機關	一五一
第二編	賣買	一五七

第一章 賣買取引の方法……………一五七

  第一節 卸賣及小賣……………一五七

  第二節 問屋に依る賣買……………一五八

  第三節 仲立人に依る賣買……………一六一

  第四節 代理商に依る賣買……………一六二

  第五節 組合賣買……………一六三

  第六節 競争賣買……………一六四

  第七節 先物賣買……………一六七

第二章 注文の要件……………一六九

  第一節 取引の目的物……………一六九

  第二節 數量……………一七一

  第三節 取引値段……………一七五

  第四節 受渡條件……………一八四

  第五節 支拂方法……………一九〇

第三章 賣買取引の手續……………一九五

  第一節 注文の誘致……………一九五

  第二節 賣買契約の締結……………二〇〇

  第三節 荷造及荷印……………二〇四

  第四節 商品の發送……………二二三

  第五節 受渡手續……………二二七

  第六節 委託品賣買……………二三一

第四章 貨物輸出入手續……………二三八

  第一節 貨物輸出手續……………二三八

  第二節 貨物輸入手續……………二四一

  第三節 税關貨物取扱人……………二五二

第五章 賣買取引の機關……………二五四

  第一節 市場……………二五四

  第二節 其他の取引機關……………二五五

### 第三編 倉庫

第一章 總說	二五九
第一節 倉庫業の意義及種類	二五九
第二節 倉庫類似の業務	二六〇
第二章 普通倉庫	二六一
第一節 普通倉庫業	二六一
第二節 普通倉庫の種類及建設並設備	二六三
第三節 保管貨物及保管料	二六五
第四節 倉庫証券	二六七
第五節 入出庫の手續	二七〇
第三章 特別倉庫	二七三
第一節 保稅倉庫及稅關倉庫	二七三
第二節 入出庫の手續	二七五
第三節 稅關附屬の倉庫	二七七

### 最新商業要綱〔上卷〕目次終

## 最新商業要綱 (上卷) (大正十三年版)

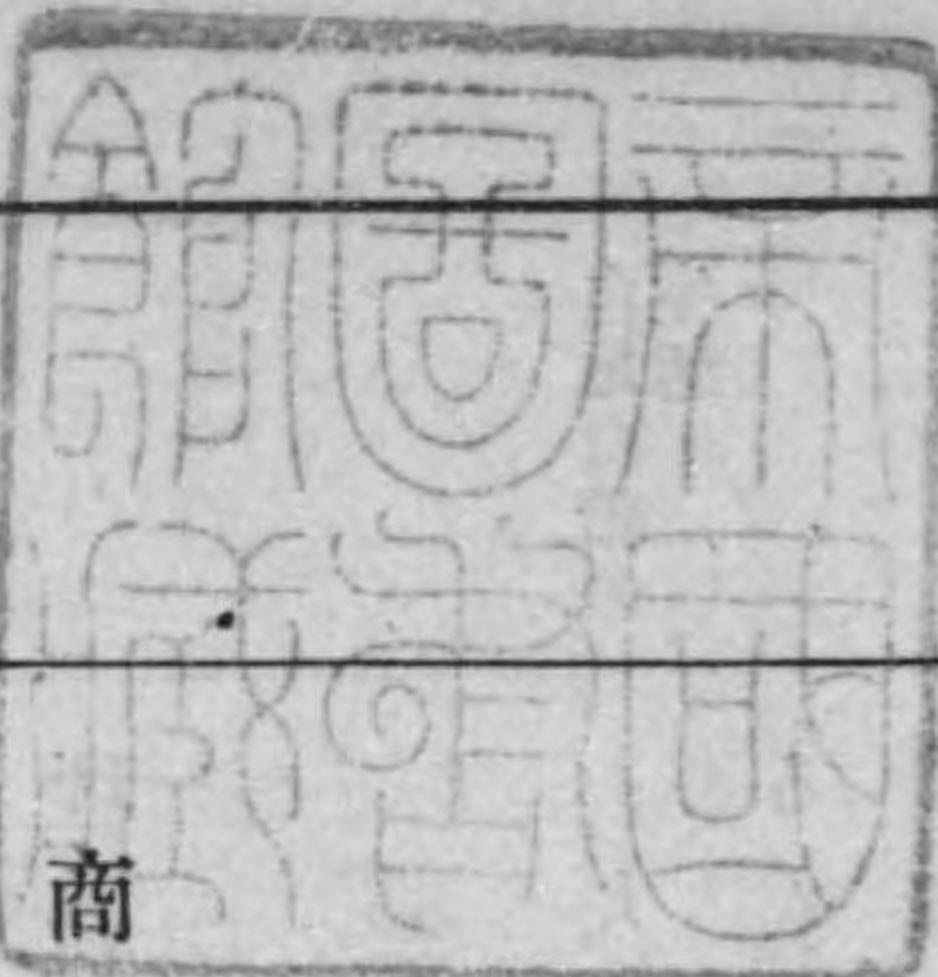
法學士 吉野謙吉 共著  
島山豐吉

### 第一編 總論

#### 第一章 商業の概念

##### 第一節 商及商業の意義

商は利益を得る目的にて、買入れたる貨物を他に轉賣する行爲、及貨物の轉換を以て需要供給の適合を圖り、之を營利的に媒介幫助する行爲をいひ、この行爲を稱す、而して商事を組織的に連續して營むを商業と稱す、商業には商品の賣買を主とする賣買業、金融を主



商事  
商業



銀行業、貨物並に旅客の運搬を主とする運送業、貨物を主とする倉庫業、偶然の出来事より生ずる損害を主とする保険業、經濟事情の變動より起る物價の騰想して投機賣買を主とする投機業、他人の爲めに商車理媒介を主とする仲介商業等あり。

### 第二節 商業の發達

人類經濟生活の初期に在りては、生活狀態極めて單純なるものにて、人々は其家族を基礎に一小團體となり、飢を感ずれば食物を得べく、山野河海に漁獵し、又居住に必要な器物は自ら造りて之を使用し、後少しく進んで農耕物を生産する時代に入りても常に耕地を轉じ、且一家に消費するものは、一家の手にて於て生産する所謂自給自給生活なりし

自給自給の生活

物々交換

市

なり、然るに漸く人口増加し、各人定住するに及び、人々の間に物品の所有觀念熾烈となりたるに共に、居住地の異なるに従ひ、位置氣候等の地理的現象より、各地の特長を利用して生産に従ふ分業制度發生し、生産の効果を大ならしむる結果、各自が一面に自家所用以上の生産物を有するも、他面に於て或種物品の缺乏を感じたるは當然の理なり、故に其餘剰品を以て、自己の欲する他人の生産品と交換する、所謂物々交換を爲すに至りたり。  
而して其交換物の種類並に分量の増加し、且其度數頻繁となるや、集合に便なる一定の場所を選び、互に携へ來たる餘剰物の交換を行ふ風生じ、此場所を市と唱へたり、昔時神社聖堂の境内は、最も平和にして人々集合に便なりし故、概ね斯る所に市を建て、漸次に集合時を定むる定期市となり、

賣買

祭典の日に於て今尙ほ開市する如きは其遺風なるべし。然れども物々交換には種々不便ありて、即ち1、交換物の種類及分量が互に相一致する相手を隨意の時及場所に於て見出すこと困難にて2、物の性質に依りて分割すること能はず、又は分割に依りて著しく其價を減少するものあるが爲め、各人要求する交換は成立し難き場合尠からず3、物と物との交換割合數を明確にし、公平なる交易を行ふこと能はざる等より、交換圓滑ならざれば、この不便を除かん目的にて、交換物件の價を計る尺度となり、同時に其價の支拂用具たる貨幣の出現となり、此貨幣と物品との交換を賣買と謂ふ。

然るに貨幣の特質は、物價の尺度、交易の媒介物たるも、自ら活動し得るものにあらずれば、此特質を利用して賣買を

商業の起源

圓滑にし、且盛大ならしむる媒介專業者生じ、之を商業者と稱す、是れ商業の起源なり。

而して商業の盛なるに及び、取引貨物の數量、回數及地域の範圍擴大せられ、單に現金賣買のみにては、不便尠からざる爲め、更に進んで現時の如き信用取引となり、貨幣の代用物として信用證券の流通せらるるに至りたり、往時取引單純なる時代に在りては、商業者は自ら取引相手方を搜索し、自ら營業上の金融を計り、自ら貨物を運搬し、自ら貯藏し、自ら災害の危険を負担したるも、信用取引の増々盛なるに従ひ、取引關係複雑多となりて、舊來の如き賣買業者のみに於て、取扱ふこと能はざるに至り、前節略述せる如く賣買業の外、數種の商業に分岐され、相並び各獨立して營業するに至りたり。

商業の分岐

國民經濟上  
商業の機能  
と其効益

### 第三節 商業の効益

現時の國民經濟基礎は、私有財産と分業の二制度に在りて、分業の國民經濟上に齎らす利益は、各人各地の特色長所に應じ、生産に従事する爲め、生産品の産額を大ならしめ、且漸次製品を改良して、其効用を増加せしめつゝあるは、事實の証明する所なり、この國富増進の基礎たる分業的生産は、商業に頼りて其効果を確實ならしむるものと云ひ得べく、即ち商業は、生産者と消費者との間に立ちて、需要供給の適合を圖るものなれば、生産者は其作用に頼り、1、原料品の供給を便にし、2、生産者自ら無数の消費者を見出すの困難を避けしめ、3、且貨物の流動を迅速ならしむるを以て、生産者をして生産後の危険を減少せしむべく、4、又生産資本の融

通を助け、5、容易に市價を知り、又販路の確保を受くる故、生産の方向を定むるに便あり、6、斯くして其生産條件を最も具備せる所に有利なる生産を爲さしめ得るにあり。

又消費者に於ても、其作用に頼り欲する所の貨物を迅速に、且比較的低廉なる價格を以て、求むることを得べく、即ち消費者が一々生産者に就き、之を求むること甚た煩勞なるのみならず、事實不可能のここ之れなきにあらず、若し商業者が此間に介在して貨物の需給を圖ることなくんば、1、供給は生産者の獨占到歸すること共に、2、取引に不慣なる消費者は高價のものを購ひ、3、少額の購入に非常の勞費を要し、4、又一時に多額に求め置くにせば、多大の資金を要し、且貯藏等に勞費を増すの不利なるは、多言を要せざるべし。

概して貨物の價安き所安き時、評價安き人に對する其物の効用は少なく、

商業作用に  
對する辟見

反之高價なる所高價なる時、評價高き人に對する其物の効用大なるべきなり、されば假令其間に營業上相當なる利益を加算し爲めに幾分高價に賣却したりとするも、貨物の需要供給の適合を圖り、其効用を増大ならしめたる商業の效果は、沒却すること能はず。

又貨物の賣買に商業者を介するは、物價を高くする原因なりと速断し、消費者が直接生産者より購はんとして、却而多く勞費を要したる實例尠からず、其卑近なる一二例を擧げんに

1、小賣商が六十錢に販賣する魚類を、消費者が廉賣市場に到り、五十錢にて購ひ、其價素より廉なるも、歸途疲れたる爲め、俾又は電車に乗り十五錢を費し、且二時間を要せり、2、野菜を購ふ爲め、郊外農産品市場に赴き、一括りの野菜に十錢利益せりと喜ぶも、時是れ金なる貴重なる半日を空費せり、3、小人数の家庭に於て、地方農家より米を俵にて取寄せ、鐵道並に運び賃を支拂ひたる爲め、却而高價となり、其上蟲食、鼠食又梅雨期には變質の虞あり。

然るに之を必要に應じ、小賣商より購ふときは、結局其勞費を少なくし、且

國際商業の  
國民經濟に  
齎す効益

日用に最も適する物を、擇び得べき利益あるは、多言を要せず、世上之が類例實に尠からずして、若し商業の作用に對する辟見の爲め、其政策を誤るときは、之を大にしては國民經濟上の大損失となるべし。

叙述の如く商業は、分業的生産を確實ならしめ、併せて生産品の効用を増大ならしむるものなれば、國民經濟上効益あるは勿論、更に國際商業に至りては、一國國民經濟に致す機能の大なるものあり、即ち1、國際通商は市場を擴大し、2、國際間に於て、最も生産條件を具備する生産に従事する故、國際的分業となり、3、企業大規模となり、以て生産の効果を増大ならしむると同時に、廉價に消費者に需要せしむることを得、4、國際交通頻繁となりて、外國の事物に接し、人智と徳義を進め、又國際間平和の戦争とも觀るべき、商業的競争は、諸般の改良を促し、人心を鼓舞奮勵せしめ、一國國民經濟

の進歩を誘致するの効益あるなり。

#### 第四節 商業に伴ふ弊害及其防止策

商業に伴ふ弊害

**第一款** 商業に伴ふ弊害 凡そ經濟的自由なる活動には、幾多の利益を存すると同時に、弊害も亦伴ふは、世上普通の現象なり、商業の國民經濟上に致す効益の大なるは、前節に於て説述せる如くなるも、商業者の行動を自由放任し、又は之が機能を悪用するに依り、或は買占を行ひ物價を法外に騰貴せしめて、一般生活上の安定を害し、或は賣崩を敢てし、爲めに不自然なる相場現れて生産者を苦しめ、或は故意に貨物の需給適合を不圓滑ならしめ其間に暴利を得んこと、或は類似品を賣りて不正の利益を貪る奸譎の徒尠からず。

現今小賣商に對する非難

粗製濫造品取扱に對する非難

不正競争

**イ、現今小賣商に對する非難** 現今生活用品の高價なるは、小賣商が暴利を貪るにありと、即ち、概ね小規模經營にて、而かも店舗を壯麗にし、商品の外觀を飾り、又廣告に要したる多大なる費用を商品に轉嫁すること  
**2、**一般消費者が商品の品質及相場を詳知せざるに乘じ、イカサマ物、又は類似品を高價にて賣り、甚だしきは不正品を販賣して暴利を貪ることあり、**3、**掛賣月賦賣などに依り消費者の資力不相當なる購買を促し就中下層社會の貯蓄心を滅殺せしむること、**4、**販賣策として往々押賣を試むる者あること等を指摘して非難する者尠からず。

**ロ、粗製濫造品取扱に對する非難** 粗製濫造は賣品に相當せざる下等の原料を用ひ、拙速間に合せの粗製品にて、其罪素より製造者にあるも、商業者が暴利を得ん爲めに、之を知りつゝ、恰も優良品の如く吹聴して輸出せる爲め、我國製品の海外に於ける聲價を失墜せしめつゝある幫助の罪を免れず。

**ハ、不正競争** 商業者は商品販賣上、他の同業者と競争する場合に、種々の手段を講ずるなり、品質佳良なる商品を格安に販賣し、顧客の應對を可

噂にし又廣告を巧にし店頭裝飾を工夫するの競争は素より推賞且獎勵すべきものなるも、反之往々不正の手段に依り自己の商品又は商店を過信させ直接又は間接に同業者を害し、並せて消費者を欺く不正競争手段Unfair competitionを敢てする者尠しとせず、其方法として、1、商品名商品外観商店名意匠及商標を模倣又は偽稱し、2、競争者の營業上の信用及販路を妨ぐるが如き事實を流布し、3、虚偽又は著しく誇大なる廣告を爲し、又は虚偽なる事を標榜して廉賣を吹聴する等、公益に害あるは勿論、商業の善良なる發達を阻碍するものなり。

商業の弊害に對する防止策

不正商品又は危険商品取締に關する取

**第二款 商業の弊害に對する防止策** は種々あるべし。雖も、其一般的政策としては、先づ商業教育の普及を圖り、商業者の道德心涵養に努め、同時に夫々法規を制定し、適當に取締を爲すにあるべし。

一、不正商品又は危険商品に關する取締 取締に關する法規の主なるものを掲げんに

1、贓物の取締法 古物商取締法、同上細則、質屋取締法、同上細則

2、飲食物の取締法 有害性著色料取締規則、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、飲食物防腐劑取締規則、木精取締規則、人造バター表示に關する件、輸出飲食物罐詰取締規則

3、藥品の取締法 藥品營業並藥品取扱規則、阿片法、同上施行規則、毒物劇物營業取締規則、賣藥法、同上施行規則

4、鐵砲火藥類の取締法、同上施行規則

度量衡に關する取締

二、度量衡に關する取締 度量衡の制度を完全にすべきは、貨幣制度の整頓と共に、商業上最も緊喫の事項なれば、度量衡法により、官吏は時々營業所に臨檢し、不正桁不正尺又は不正衡を使用せざる様努めつゝあり。

三、暴利に關する取締 歐州大戰勃發後我が輸出貿易好況となり、國內物價の激變を誘致し、其間に暴利を網せん

暴利に關する取締

ごする者現れたれば、之を取締る目的にて大正六年九月農商務省令を發布せり。

第一條 急激なる市價の變動を誘起し、因て暴利を得るの手段として、左に掲ぐる物品の買占、又は賣惜を爲し、又は爲さんとすものと認むるときは、農商務大臣は期間を定めて、其行爲を爲すべからざる旨を戒告し、且必要と認むるときは、同一物品の賣買に付條件を附することを得他人をして其行爲を爲さしめ、又は爲さしめんとする者と認むるときも亦同じ

一、米穀類及穀粉類二、鐵類三、石炭四、綿糸及綿布五、紙類六、染料七、藥品八、肥料

暴利なりや否やの決定は、其時の商況に依り、政府當局者が暴利なりと認めたるごき、前掲條文を適用するものにて、之に違反したる者は、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處するごごせり。

又大正十二年九月一日東京、横濱其他關東地方震災の大

變事に際し、暴利を貪らんとする者あるべきを慮り、之が取締の爲め、九月七日緊急勅令を公布せり。

#### 暴利の取締令

震災に際し、暴利を得るの目的を以て、生活必需品を買占若くは賣惜をなし、又は不當の價格を以て其販賣をなしたる者は、三箇年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

前項生活必需品の品目は命令を以て之を定む

**四、不正競争に關する取締** 不正競争は、生産者、商業者及一般消費者を害して、國民經濟上の損害たるは勿論、公益を害するものなれば、之を防止せざるべからず、我邦に於ては特許法、商標法、意匠法、賣藥法及警察犯處罰令等に依り、特許權、意匠權、商標權を保護し、虚偽又は誇大の廣告を防ぎ、商法に於ては、其規定に依り登記したる商號權を保護し、又民法に於ては、其不法行爲の規定に基づき受けたる損害ある

不正競争に  
關する取締

粗製濫造に  
關する取締

ごきは、不正競争者に對し其賠償を請求し得るなり。

五、粗製濫造に關する取締 粗製濫造の弊は、多く輸出品に於て現はれ、爲めに我が製品の海外販路を妨げ、延いて國家經濟の發達を阻碍するものなば、之が取締を要するなり、現今重要輸出品は總て品質を檢查するところなり、又重要物産同業組合法若くは同業組合準則、酒造組合法、茶業組合規則等に於て夫々粗製濫造を取締りつゝあるなり。

#### 第五節 廉賣に關する施設及經營

貨物が小賣商に依り分割販賣さるゝ迄、問屋、卸賣商、仲立商、小賣商等數者の手を経る爲め、自然小賣値段の高價となり、一般消費者をして困難ならしむるものなれば、之が除去策として小賣廉賣品に關する施設を見るに至り、即ち小賣

産業組合

商の競争者としての廉賣機關は一、産業組合二、公設市場三、百貨小賣商店四、連鎖商店又は製造會社直營小賣店等なり。

#### 一、産業組合 Co-operative Societies

は同法第一條に「組合員の産業又は其經濟の發達を企圖する爲め同法に列擧せる目的を以て設立せる社團法人を謂ふ」と其意義を示したる如く、組合員が共濟の目的にて團體を作り、經濟上蒙るべき組合員の不利益を除却せんとするにあり、組合員は小額の資金を醸出するも株式會社の如く一定の資本額を有せざれば、組合の基礎は資本の結合に非ずして、組合員即ち人の結合なり、現今小農、小商工業又は中流以下の消費者間に於て多く組織せらる。

而して我邦産業組合には一、信用組合二、販賣組合三、購買組合四、生産組合の四種類あり。



1、信用組合 組合員の商業に必要な資金を貸付け、且貯金の便宜を得せしむるを目的とせり。

2、販賣組合 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却するを目的とす。

3、購買組合 産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却するを目的とせり。

4、生産組合 組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむるを目的とす。

以上四種の中、信用組合を除くの外、三種の業務は其二若くは三を兼ねることを得、要するに組合員に、金融の便を與へ、生産又は販賣の機關を供し、比較的廉價にて必要品を購買せしめ、又は生産の効果を大ならしむべく、經濟的生活を營ましむる爲めに起りたる組織なり。

公設市場

二、公設市場

Municipal Public Market

は地方自治團體即ち府縣市町村が市場

公設市場の利益

を公設し、商人をして生活必需品を販賣せしむるものにて、卸賣市場と小賣市場の二種あり、其目的は中間商人の媒介を省き、生活必需品を廉價に供給せんことをあり。

イ、生産者より消費者に分賣迄の、中間商人たる仲買問屋若くは卸賣商の手を省く場合には、此等中間商人の収むる利益を省き得ること。

ロ、僅少の市場賃借料販賣員點燈費等の外、販賣費を要せず。

ハ、現金販賣とする爲め資金の回収速かにして、又貸倒の損失なし。

ニ、冷蔵庫の設備其他の方法にて、勉めて新鮮なる物を供給す。

ホ、度量衡及品質に關する監視嚴なれば、不正販賣行はれず。

之を公設市場にて販賣する商人より見れば、販賣費用の少なき爲め、商品賣價を引下げ販賣し得べく、之を消費者より見れば市場に赴き、廉價且新鮮なる物を購ひ得ることごとて、中流及以下の生活難の輕減となり、延いて一般物價の低落を誘致し得べし、國家經濟上の施設として我國に於ては

百貨小賣商店

數年前の新政策なり。

三、百貨小賣商店 Department Store は店舗を各部門に分け、各種の商品を販賣する極めて大規模の小賣商店にて、顧客は其欲する物を一箇所に於て、購入し得る組織にしたるものなり。而してデパートメントストアの利益は之を經營上より見て1、直接に製造元より分量多く仕入れ、又は自ら製造を命じ、若くは製造所を所有し得るものなれば、仲買問屋等が收むる手数料を含まず、從而比較的低廉にて販賣し得べし。2、正札現金の爲め懸引の弊を避け、且つ貸倒れの虞なし。3、大規模經營の爲め、有能なる支配人並に店員を使用し、店務の能率を擧げ得べし。4、通信販賣を以て、内外廣大なる範圍を得意先ご爲し得べし。5、商品切手の信用厚く、其流通多きときは資金運用上の利益大なるべし。

又之れを顧客より見るときは1、あらゆる所要品を一箇所に於て買入るゝことを得、而もエレヴェーター又は自動階段の設備ある爲め買物に要する時間並に手数料を省き得るなり。2、買物を無料且迅速に配達すること。3、不満足の商品は取替へ又は代金を返戻すること。4、品質は比較的良く値段は餘り高價ならざること。5、買物の傍ら娛樂も得らるゝこと。6、貧富を區別せず一様に待遇さるゝこと等あり。

四、連鎖商店 Chain store 又は製造會社直營小賣店 Multiple shop は製造會社又は輸入商に於て其製品又は輸入品を直接販賣する爲に、全國到る所の都市に小賣部を設置し、本社より店員を派出し又は其地に於て傭入れ販賣せしめ、本社に於て之を統轄する組織にて即ち製造會社又は輸入商業の開始せる變態小賣商店なり、之が利益とする點は1、直接小賣をする場合に

は、大量仕入と分割小賣販賣とを連鎖せしめ、顧客に對して賣値を低廉且公平にし、2、商品の配給を迅速ならしめ、3、顧客が如何なる種類品質のものを需要するやを知ることを得るが爲め、製造の改良、生産費の節約等なり。

## 第二章 商業の主體及商業の種類

### 第一節 商業の主體

商業の主體は商人にして、我商法に於て「商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ」と定め、即ち商人は自己の名義を以て商業を営み、營業上の權利義務は勿論其因て生ずる損益を負担する者を指稱するも、必ずしも自己が實際之に従事せざるべからずとせるにあらず、故に會社の取締役、商家の番頭の如きは、通俗に商人と呼ばるゝも、法律上商人と稱すべきものにあらずして、法律上の商人は其會社又は主人なり。

而して我法規に謂ふ「人」とは自然人及法人の二者を包含す、法人とは自然人に非ずして、法律上の人格を有し、權利

義務の主體となるべき社會的組織體を謂ひ、商業を營む法人は所謂營利的社團法人たる商事會社を謂ふなり、又自然人と雖も未成年者妻禁治産者及準禁治産者は夫々法規の手續を爲すに非ざれば完全に商業を營むこと能ざるものごとす。

一、未成年者とは二十歳未満の者なり、未成年者が自ら商業を營むには法定代理人の同意を得ざるべからず、法定代理人の同意なき商取引は、無効に非ずと雖も未成年者よりは之を取消すことを得るを以て、不確實のものなり、法定代理人が、特に一種又は數種の商業を營むことを許可したるときは、未成年者は其營業に關して營業上の能力者となる、又法定代理人が、未成年者に代り商業を營むことを得るは勿論なるも、其法定代理人が親權者たる實母又は繼父母なるとき、若くは後見人なるときは、親會の同意あることを要するなり、而して未成年者自ら商業を營み若くは親族會の同意を得て、法定代理人が代りて商業を營むには、區裁判所に其

未成年者が  
商業を營む  
場合

妻が商業を  
營む場合

禁治産者が  
商業を營む  
場合

準禁治産者  
が商業を營  
む場合

小商人の範  
圍

登記を爲すことを必要とせり。

二、妻が商業を營むには、民法第十七條の場合の外、夫の許可を受くべきものにて、其際には區裁判所に登記を爲すことを必要とせり。

三、禁治産者とは常に心身喪失の状態にあり、裁判所より禁治産の宣告を受けたる者にて、禁治産者の行爲も亦取消され得るが故に、取引上不確實のものたり、後見人は禁治産者に代り商業を營み得るも、親族會の同意を要するなり、此場合も亦登記を爲すことを必要とせり。

四、準禁治産者とは心神耗弱者、聾者、啞者、盲者又は浪費者にして、裁判所より準禁治産の宣告を受けたる者なり、準禁治産者は其商業に關する行爲が、民法第十二條の事項に該當するときは、保佐人の同意を得ざるべからず、然らざれば取引上不確實なるものごとす。

五、小商人の範圍 我が法規にては戸々に就き又は道路に於て賣買を爲す者例へば縁日商人、呼び賣り商人並に行商人の如き、又は五百圓以下の資本金を以てする商人を小商人と看做し、法規上の手續を免除し居るなり。

小商人ノ範圍ニ關スル件、明治三十二年勅令第二七一號、商行爲ヲ爲ス  
ヲ業トスルモ資本金額五百圓ニ滿タサル者ハ、之ヲ小商人トス。  
商法第八條戸戶ニ就キ又ハ道路ニ於テ物ヲ賣買スル者、其他小商人ニハ、  
商業登記商號及ヒ商業帳簿ニ關スル規定ヲ適用セズ。

### 第二節 事業に依る商業の種類

商業を其作用性質より區別して賣買・仲介・金融・交通・保險、  
取引所及倉庫の各業に分つを得べし。

#### 賣買業

一、賣買業 は自己の計算に於て、商品を仕入れて之を賣  
却し、又は將來の仕入を期し賣却契約して、利益を得んこと  
るにありて、卸賣商及び小賣商は之に屬するなり、卸賣商は  
生産者又は貨物の大量所有者より仕入れ、之を小賣商に賣  
賣するものにて、其相手方は常に商人同士なり、小賣商は卸

賣商又は仲介商より仕入れ、之を一般消費者に分割小賣す  
るものことす。

#### 仲介商業

二、仲介商業 は生産者と商人の間、商人と商人の間、又は  
商人と消費者の間に立ちて、取引の媒介又は代理を爲すを  
營業とするものなり、現時仲介又は代理を目的とする業務  
多様になりたるも、之を仲立業、取次業及代理業に大別し得  
るなり。

#### 金融業

三、金融業 は資金の融通を目的と爲し、金錢の餘裕ある  
所又は資金として比較的効用の少き所より吸集し、之を資  
金の缺乏せる所に融通し、以て金錢の効用を大ならしめ、他  
の業務を行ふ者に金融の便を與ふることを營業とするも  
のにて、銀行業、貸金業、手形中立業等あるも、銀行業は金融機  
關中最も重要なものなり。

交通業

四、交通業 は通信及運送の二種に分かれ、通信は郵便・電信・電話は其主なるものにして、運送は水陸に於て旅客及物品の運搬を圖り、孰れも商事其他の事を敏活に行ふことを得せしむる重要機關なり、而して運送には人力・牛馬力・自動車及近時漸く盛んならんとする飛行機等に依るものと、蒸汽力・電氣力等に依る鐵道業及海運業あるなり。

保險業

五、保險業 は偶然なる出來事より財産上に生じたる損害を填補し、又は人體につき將來一定の金錢を得せしむるを目的とする營業にして、之が種類に火災保險・運送保險・海上保險・生命保險・傷害保險及信用保險等あり。

取引所

六、取引所 は一定の方法に依り、品名又は代表し得らるる物件の取引をなす制限市場にして、其主なる機能は各地方の狀況に基き、其地方に於ける重要商品又は有價証券の

倉庫業

標準相場を公定するにあり。

七、倉庫業 は他人の爲めに物品を保管すべき倉庫を設け、保管を引受け且保管せる物品の移轉を便ならしめ、又は保管品に關する資金融通を助くるを目的とす。

第三節 損益計算の自他に依る區別

賣買を業とする者の内に、自己の計算を以て行ふ者と、他人の依頼を受け一定歩合の手數料を收むるを目的とする者との二種類あり、前者は卸賣商・小賣商の如き自己の計算を以てする商業者を謂ひ、後者は問屋・仲立人及代理商の如き他人の計算に依る商業者を謂ふなり。

而して卸賣商・小賣商は、問屋・仲立人及代理商の手を通じ仕入を客易にし、又は販路を擴張することを得、各業者相倚

り相輔け、商業的作用を圓滑ならしめつゝあるなり、是等業務の説明は第二編第一章賣買取引方法に於て述ぶべし。

#### 第四節 商業主體の組織に依る區別

商業を營むに、一個人が其營業に關する一切の責任を負ふて經營する場合と、二人以上の者が共同にて經營する場合とあり、前者は個人經營にして、後者は組合及會社組織に依るものなり。

個人經營

**第一款 個人經營** 商業は其種類の何たるを問はず、何人も自由に之を營み得るは、我國法律上の原則なり、然とも行政上の都合により之を禁止若くは制限せるものあり、例へば官吏・辯護士・裁判官等は之を禁止せらる、又法律上の無能力者たる未成年者・妻・禁治産者及準禁産者等は第一節に

個人經營の長所

於て略述せる如き夫々制限せられ居るなり。

**イ、個人經營の長所** 個人經營は營業上の損益を自ら負担し其債務に關して無限責任なれば、營業主は自然業務に熱心なるは勿論、又事業の經營に關しても、何人の制肘を受くることなく、自己の所信通りに充分實行することを得るが故に、業務の進行敏活となる特長あり、されば小賣商業・仲立業等の如き、經營は極めて細密なる注意を要するも、比較的資本金を要せず、且創業準備の簡單なる業務に適し、其他緻密なる注意と敏捷なる行動を要する營業に、適當なる企業方法なり。

個人經營の短所

**ロ、個人經營の短所** 個人の資力及技能には限りありて、大資本を要し又事業の爲め必要なる工事完成に長年月を要する、各種機關業には、不適當なるべし、何となれば本人の死亡其他の事故發生に依りて、直ちに其經營に支障を來し時には根本的に事業の挫折を來す虞あり、又一時の損失にも、資力渺なき爲め、耐ゆる能はざること之れなきにあらざればなり。

組合に依る經營

**第二款 組合に依る經營** 組合とは二人以上の人が組合契約を爲し、互に金錢其他の出資を爲して、共同の計算を

以て營利を目的に組織したる團體なり、共同の事業が商事を業とするに在りては各組合員は商人にて、其會社と異なる要點は、商法上の商事會社の規定に依らずして、民法の組合契約に依るものなれば、法律上人格を認められず、單に組合員の集合體なるにあり、從て内部の關係に於ても組合員の關係のみにて、會社の如く法人たる會社と社員との關係を存するものに非ず、又組合の財産は組合員の共有なるに會社は法人たる會社の所有なり、されば外部に對する權利義務も、會社は法人たる會社が、其責に任じ、反之組合は組合員の權利義務にて常に無限責任たるなり、而して組合には匿名組合・當座組合・共分組合等あり。

組合員の出資の種類

1、出資の種類 組合員の出資は、金錢其他の財産たることを得るは勿論、勞務も亦出資の目的たることを得(民法第六六七條)

組合事業の執行

ロ、業務執行 組合の業務執行は、特に契約を以て指定せる者なきときは組合員の過半数を以て之を決す、若し契約を以て指定せられたる者數人あるときは、其過半数を以て之を決す、又組合の常務は上記二項の規定に拘はらず各組合又は業務執行者之を專行することを得るなり(民法六七〇條)

匿名組合の

一、匿名組合 外部に氏名を發表せざる匿名組合員が出資を爲し、之を顯名組合員即ち營業者の資産となして商業を営ましめ、之より生ずる損益を分配すべく、匿名組合契約を爲せる團體なり、匿名組合員は、外部に對しては何等の權利義務なく、内部に於ても業務執行の權利を有せず、只出資に對する利益の配當を受くる權利と、營業者に對し營業の報告を求め、其財産の狀況を檢査する權能を有するのみなり。

匿名組合員

1、出資の種類 組合員の出資は、金錢其他の財産に限るものとす、此組



類の出資の種類

合は勞務を出資の目的とすること能はず又普通の組合と全く其性質を異にし組合員の出資は營業者の財産となり組合員は其營業に關し第三者と直接の關係に立つことなし(商法二九八條)

匿名組合の營業者たる人格

口、營業者たる人格 匿名組合の營業者は従來自然人に限らるゝとは通則の如くなりしに、近時株式會社たる法人が匿名組合の營業者となりて、營業しつゝあるを見る、勿論法規には會社たる法人は匿名組合の營業者たることを得ずとの明文なければ、或は法意解釋上可能なるやも知れず、こは參考の爲め掲けたるのみ。

當座組合

二、當座組合 *Temporary Association* 二人以上の人が出資を爲し、共同の計算を以て、一時的の商取引例へば共同購入又は聯合販賣を爲す目的にて契約するものにて、其業務が終り、損益の分配を結了せば、自然に消滅するものにて、企業上の組織と稱する程にあらざるべし。

共分組合

三、共分組合 *Profit and Loss Association* 二人以上の人、各別に營業を營み、其損益

會社組織に依る經營

を合一にしたる上、之を組合員に分配する組合契約なり、之が損益分配の割合は契約に依り、定まるも、若し之を定めざりしときは、其出資額に比例して分配せらるゝものごす。

第三款

會社組織に依る經營

會社は營利事業を營む

爲め、二人以上の出資に依りて組織せらるゝ法人にして、一般之を商事會社と稱す、其組織の異なるにより、合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社の四種に區別するなり。

合名會社

一、合名會社 *Ordinary Partnership*

は無限責任社員のみを以て、組織せらるゝ會社にして、各社員は皆會社を代表し、業務を執行するの權利を有するも、便宜上社員中より特に會社代表社員を選定して、業務を執行せしめ、他の社員は重大なる事件の外は、猥りに干渉せざる様規定する所多し、而して社員の出資は金、錢、有價証券、債權、信用及勞務を以てすることを得るなり。

各社員の對内關係

合名會社の設立には定款を作り、之を登記せざるべからず、其社員は他の社員の同意を経るに非ざれば、自己又は他人の爲めに會社と同一の營業を爲すことを得ざるは勿論、自己の持分を他人に讓渡して退社し或は其一部を讓渡することを得ず、持分とは社員が出資に依りて得たる會社に對する權利義務を指稱す。

合資會社

二、合資會社 Limited Partnership は有限責任社員と無限責任社員とにより、組織せらるゝ會社にして、無限責任社員は、合名會社の場合と同一なれども、有限責任社員は、其責任が出資額に止り、且出資の目的物は、金錢及其他の財産に限られ、又會社を代表し、業務を執行するの權利なく、會社の代表併に業務の執行は無責任社員に限らる。

有限責任社員の對内關係

一、有限責任社員の對内關係、有限責任社員は自己又は他人の爲に會社の營業部類に屬する商業を經營することを禁せらるゝ事なく、又無限責任社員の同意を得れば、其持分の全部又は一部を他人に讓渡すること

合名、合資會社經營の長所

を得、又有限責任社員は無責任社員の業務を監督し、會計帳簿を閲覽し各決算期に其出資の割合に應じて利益の配當を受くるものとす。

□、合名合資會社經營の長所 無限責任社員が各自の全財産を擧げ、責任を負担するものなるを以て、會社の信用厚く、且業務執行に當りても、互に信任して經營し得る爲め、事業確實なるべく、特に小數の社員にて適當の時と所に設立し得べきなり。

ハ、合名合資會社經營の短所 業務を執行するに、協同を要するが故に、若し社員間の意思相衝突するや、事業を中止するに至ることあり、又社員たる時は無限の責任を負ひ、且つ自由に其持分を讓渡し脱退するを得ざるの不便あり、但し合資會社の有限責任社員は此點に於て不便不利を感せず。

適當なる事業

二、適當なる事業 合名會社の組織は其出資必ずしも金錢に限らざるを以て在來の信用ある商號又は個人の信用を提供し、或は土地家屋を有する者、若くは事業の性質が最も緻密敏捷を要し、其特殊の技能を有する者等相寄り、事業を經營し得べく、又合資會社の組織に依るときは資本主

合名合資會社經營の短所

を社員に加へて、特殊の技能者が大規模の經營を爲し得るを以て、之に適當なる事業蓋し尠からざるべし。

株式會社

三、株式會社 Joint-stock Company は資本金を株式に分ち、之に出資せる株主 Share Holders

より成る有限責任の會社なり、株主の責任は、其有する株式金額を限度とし、株式所有の証として、株券を交付するなり。

株式は必ず均一に分たれ、其一株金額は五拾圓以上たる

べく、通列之を數回に分ち拂込むも、若し一時に全額拂込を爲す場合に限り、一株金額を貳拾圓迄減ずることを得、而して

會社には議決機關として株主總會あり、業務執行機關として取締役あり、又監督機關として監査役あるなり。

株式會社は多額の資本を集め、大事業經營に適する組織

なれば、國民經濟上利するに大なるものあるも、一面には

業務廣きに亘りて監督充分ならず、往々投機を獎勵し、又は

泡沫會社の續出等により、弊害も亦尠からざれば、當事者は慎重に經營すべきは勿論、官憲も法規上の取締を嚴にする要あるべし。

議決機關

泡沫會社の續出等により、弊害も亦尠からざれば、當事者は慎重に經營すべきは勿論、官憲も法規上の取締を嚴にする要あるべし。

1、議決機關 株主の意思を決定する爲めに定時又は臨時に株主總會 General Meeting of Shareholders を開き會社の重要事項を決議し又は取締役及監査役の選任等會社の最高議決機關なり。

業務執行機關

2、業務執行機關 會社を代表し業務を執行する責任者を必要とするものなれば株主總會に於て株主中より取締役を選任して、會社營業の執行機關たらしむ、取締役は三名以上にして、其内より専務取締役又は社長 Directors 等を定め會社を代表せしむるは普通行はるゝ所なり、但社長と稱し専務取締役と唱ふるも、こは單に會社定款に規定し、通俗的に用ゐる名稱にて、法律上より見れば執行機關たる取締役に過ぎずして、特別の意味あることなし。

監督機關

3、監督機關 取締役が營業範圍内に於て正當にして善良なる業務を

執行せるや否やを監査し、又平常其れが監督の爲め株主中より一名以上の監査役を選出し之の任に當らしむ。

4、企業上株式會社組織の利益

イ、株式に依り多數人より大資本を聚集すること比較的容易なれば、大企業を行ひ、個人又は國家的企業の及はざる所を補ひ、國民經濟上利すること大なるべし。

ロ、募集せる資金は事業に使用し、株主に對し交付する株券は市場に融通し得べくして、一資金を以て二重の作用を爲す爲め資金運轉作用を増加せしむるなり。

ハ、株主變更するも會社生存に影響すること少くして、個人合名又は合資會社の如く、死亡若くは社員の変動により事業に支障を生ずることなし。

5、株式會社組織に伴ふ弊害

イ、企業熱の沸騰せるに乘じ殆んど望なき事業又は危険なる事業を最も有望確實らしく吹聴し、經濟界の事情に疎き世人を引入れ其多年の蓄

企業上株式會社組織の利益

株式會社組織に伴ふ弊害

財を傾けさせ、發起人等は何等かの手段に依り責任を回避して世を害するなり。

ロ、會社の設立には、或は詐欺的手段行はれ、或は發起人が特別の利益又は報酬(商法第一二二條)は不當金額を収め、或は設立費用を過大に見積り、或は自己の金錢以外の出資財物を過大に見積り、之に對して發行せる株券を賣却して世人を害するなり。

ハ、株主となるも單に株券價格の騰落によりて、其差を利せんとする者あり、爲めに世人をして投機に誘ふの傾向を生せしむる弊尠からず。

ニ、會社の事業は、少數の取締役により取扱はれ、又株主總會には少數の大株主勢力を得て、事業を左右するに至り、一般株主を害することあり。

ホ、大資本の株式會社の存在は、個人企業の壓倒となり、又は勞働問題を惹起して、社會問題の根本原因を爲すことあるべし。

株式會社組織に適應する事業 叙述の如く一利一害あるも、株式會社は國民經濟發達に基き發生したる組織なれば、其弊害を除去すべき政策

株式會社組織に適應する事業

を執り、之が利益を伸長すべきなり、而して株式會社組織に適應する事業を考察せんに。

イ、多額の資本を要し、固定資本の使用を主とする事業にて、監督に容易なる製造業の如き、又機關商業なる鐵道海運及倉庫業等なるべし。

ロ、比較的多額の資本を要し、流動資本の運用を以て主眼とする銀行保險等なるべし。

株式合資會社

四 株式合資會社 JOINT-STOCK PARTNERSHIP は無限責任社員と有限責任の株主より成る組織にして、合資會社と株式會社との特長を折衷したるものなり、換言すれば、合資會社の有限責任社員に替ふるに、株主を以てしたるものなり、合資會社の有限責任社員は、自由に其持分を讓渡すること能はざるを以て、頗る窮屈なるも、株主は株式を自由に讓渡することを得れば、一方に於ては合資會社の特長たる熱心且特殊の技能を有する、無

限責任の業務執行社員を有し、他方に於て株式會社の特長たる、株式の自由讓渡により、資本の聚集を容易ならしむべき組織なり、而して會社には株主の議決機關として株主總會あり、業務執行機關として無限責任社員より選びたる會社代表社員あり、又監督機關として株主中より選びたる監查役あるなり。

會社の發起人

株式合資會社の發起人は、無限責任社員にして、會社の定款を作成し、株主を募集せざるべからず。

會社には取締役無し

株式合資會社の業務は、無限責任社員が執行し、會社代表社員には株式會社の取締役に關する規定を準用するも、此會社には取締役なるもの無し、此會社には取締役なるもの無し、此會社には取締役なるもの無し、此會社には取締役なるもの無し、會社の監查役は、必ず株主中より選任すべきものにて、無限責任社員は、監查役となること能はず。

無限責任社

株主總會には、無限責任社員出席して其意見を述べることを得れども、議

員は株主總會の議決權なし

決權を有せず、假令無限責任社員が株式を引受けたるるときと雖も、議決の數に加ふること能はざるなり。

### 第五節 特種の商業組織

商業者は、競争劇甚の結果、無益なる競争に遂はれ、爲に共倒さ爲るることあり、之を防がん爲め、又は其業務を行ふ上に於ける利害若は便否の關係より、種々の聯合又は合同的組織をなすこと少からず、トラスト・シンデケート・フュージョン及カーテル等是れなり。

一、Trust トラスト は多く生産業者に見る組織なるも、商業者によりて組織せらるゝこと珍しからず、即ち同一營業に従事する者が、各自其名は獨立して存するも、資本及經營は、中央部により統一せられ、新にトラスト証券の交付を受け、中

トラスト

Trust Certificates

シンデケート

中央部の經營方針に従て、生産・賣價の決定又は販賣等をなし、其利益の配當を受くる組織なり。

二、Syndicate シンデケート は同一營業者が、特種の目的の爲め、其營業全部又は一部を聯合して、一時的に或業務を行ふ組織にして、例へば銀行業者が聯合して公債・社債等の募集につき、保証引受を爲すが如きなり。

フュージョン

三、Fusion フュージョン は二箇以上の商業者が、合意的に融合して、新なる一箇の商業者となりて、營業を爲すものなり、其形式は一方が解散し、他の一方が存続するものにて、英米のアマルガメーション、我國の買収又は併合と同意味なり。

カーテル

四、Cartel カーテル は同業者相互の競争を避け、其業務の全部又は一部につき、同一の歩調を執り、利益の増進をなさん爲め、同盟するものにして、例へば運送業者が、互に運賃を協定

し、賣買業者が販賣價格・割引歩合を協定して、無謀の競争を避け、以て其利益を増進せんとするが如きなり。

プール

五、Pool プール は同業者が相互の競争を避け、營業上の利益を増進せんとの目的なるは、前項記述のものと同様、此同盟は、トラストの如く中央部機關の下に統一さるゝことなく、各同盟者は獨立の位置を有するものにて、プールはシンヂケートと甚だ相似たる組織なり。

### 第三章 商業の客體

#### 第一節 商品

商品の意義

商品  
Merchandise

商品は、Merchandise 是は商業取引の目的物となりて、賣買せらるゝ貨物にして、即ち商人が營業の目的物として賣買する貨物を總稱す、隨而商人の賣買する貨物にても、自家の生活品として買入るゝ日用品は商品にあらず、又營利の爲めなりとするも、米穀商が織物を賣買し、呉服商が果物を賣買するも、織物及果物は其商品とならずして、果物は果物商に於て商品となり、織物が呉服商に於て商品たり。

前述の如く商品なる語は、之を取扱ふ商人の側より觀たるものなるも、之を國民經濟上より觀察するときは、一般生産品が商業的賣買の目的物たり得る時より、其消費者に移

る迄の間は、商品たるの性質を有するなり、而して商品は貨物なるを以て農産物・海産物・鑛産物及製造品は、何れも商品たり得べし。

然れども公債・社債及株券等の有價証券又は不動産は營業として之を賣買するも、商品中に含ましめざるを穩當と信ずるなり。

### 第二節 商品の種別

社會の推移、一般生活狀態の變遷に伴ひ、昨の商品が今の商品とならず、又往時商品とならざりし物が、今日商品となりて、取引行はれつゝある例尠からざれば、商品の種別を一一列擧すること容易にあらず、然れども之を其用途・形態及主なる特質より左の如く大別し得べし。

#### 形態上の種別

一、形態上の種別 貨物形態の相違は、加工の程度に依り、之を天産物・粗製品・半製品及製造品に區別す。

1、粗製品 Part Material は天然物を採取し、人工を加ふる程度の少きもの例へば木材・繭棉花等の如し。

2、半製品 Semi-material or Partly Manufactures は粗製品に多少の人工を加へ、其形態を變じたる綿織物・生糸・精糖・板鐵等の如き、或作業の施されたる貨物なり。

3、製造品 Manufactures は粗製又は半製品を原料として、最も多く人工を加へたる物件にして、絹織物・機械器具・其他の製造品を稱し、更らに精巧なる技能を以て特徴と爲す、裝飾的貨物は、再製品と稱するなり。  
Re-manufactures

#### 生活上用途の種別

二、生活上用途の種別 貨物は其用途より觀て、日常生活上の必需品なるや、或は贅澤品なるやにより、種別することを得べし、然れども世人の生活程度に差異あるを以て、絶對的に此區別を爲すは甚だ困難なり。

1、生活上の必需品 概して生活上の必需品は、各人に日常購買せられ毎



保存の難易に依る種別

年其賣上高に著しき差異なく、若し賣殘品あるも、保存性の貨物は翌年に持越すことを得、従て年々比較的正確なる賣上高を察し得られ、其仕入に注意せば、經營上の危險比較的少なかるべし。

2、贅澤品 は生活必需のものにあらず、單に奢侈贅澤心を満足せしむる爲めなれば、各人の嗜好に依り、種々貨物の意匠形狀を異にするものなれば、賣捌の範圍狭くして、一定の需要を保つこと難く、又時の流行に依り、激甚なる變化に遭遇して、往々死貨を生じ、爲に利潤の率多きも、販賣額區々なれば、世人の嗜好を研究し、將來の流行を達觀して、適度に仕入るゝにあらざれば、其經營難かるべし。

三、保存の難易に依る種別 貨物固有の性質により、保存の難易及其期間に長短あるを免れず、然れども、技術の進歩並に貨物保存に關する研究よりして、漸次各種貨物の保存を容易ならしむるに至りたり。

1、保存に堪え得る商品 各種の製造品は、比較的變色腐敗の憂ひ少く、

競争の有無に依る種別

其價格も亦永續的にして、時及所に於て市價を平均ならしむる傾向を有し、見本標本商標又は銘柄等の方法に依り多額の取引行はれ、若し其在荷を急速に賣捌くの必要なときは、之を保存して投機の目的と爲すことを得るなり。

2、保存に堪えざる商品 農産物海産物の中には、短期間に消費せざれば消耗又は腐敗して、其價を失ふの憂あるもの尠からず、此種商品は、保存に難き故、多量に所有し、後日相場の變動を俟ち賣却して奇利を博せんとする如き、投機を試むる能はず、されば小賣商の商品となるを普通とせり。

四、競争の有無に依る種別 貨物が商品として市場に出、獨占的性質を有するや、又は多數競争品を有するやにより、種別するここを得、而て獨占的商品は、或地域の地質・氣候等の特異なる爲め、自然其生産に制限ある貨物にて、我權腦は其一例とも見るべく、又人爲的に法律を以て或特權を

與へたる專賣特許品等是なり。

獨占的性質を有する商品にても、絶對的に市場を獨占すること容易にあらず、若し其需要増進すれば代用品を生じ、又他の一層優越なる生産品の爲めに、壓倒せらるゝに至ることなしとせず、故に獨占的商品を取扱ふ商人は、生産者に對し供給を制限して、其價格の維持に勉むべき要あると同時に、需要増進せる場合には、伴ふて生産を増加せしめ、他の代用品の出現を防ぐに心掛くべきなり、需要多大なる貨物は、概して競争的となるものなれば、獨占的商品と雖も生産額を伸縮し得るものは、斯る場合に薄利多賣的の經營法に依るべきものなるべし。

### 第三節 有價証券

有價証券の  
意義

有價証券は一定の權利關係を表示したる証書にして、其權利を行使又は利用するには、必ず之が占有を要すべきものにて、自由に讓渡し得る性質を有する証券なり、其債權代

表証券として公債証書、株券、社債券及手形等あり、又貨物代表証券として船荷証券、貨物引換証及倉庫証券等あるなり。

有價証券も亦商取引の客體にして、之が重せらるゝ所以は、其表示せる一定の金錢又は貨物の請求權を自由に讓渡し得て、取引の都度其實物を移動せしむる手數失費並に危険等を除去し得るが爲めなり、然れども法制完備し、權利は安全に保証せられ、且信用發達せる所にあらざれば、其流通圓滑なる能はざるものとす。

債務者の一身に專屬する指名債券の証書(民四六六條、法四六七條)の如く、債務者に通知し、又は承諾を受けざれば、讓渡するを得ざるものは、有價証券と稱せざるなり。

### 第四節 有價証券の種類

有價証券には債權代表のもの及貨物代表のものあるは前節に述べたる如くなるが、更に之を概説すれば、

公債証書

一、公債証書 Public Loan Bonds 國家又は地方自治體(府縣市町村)が財政の都合に依り、公衆より募れる債務を公債と謂ひ、之に對して交付したる負債証書を公債証書と謂ふなり。

公債を起す原因は、巨額の經費を要して、經常歳入を以て支辨する能はざる場合、例へば、鐵道の敷設費、買收費又は專賣業の創設に要する費用等、即ち國家が私經濟的の事業を起す場合、2、國家の行政の整理又は改革に要する場合、3、戦時の軍事費、戦後の回復費、軍備擴張費又は不慮の事變に對する巨額の經費を必要とする場合、4、又は地方自治體が治水、土木其他起業の爲めに發行するものにて、中央政府の起債を國債と稱し、地方自治體の起債を地方債と稱す、又資金を國內に需むるを内國債と呼び、之を海外に募れば、外國債と稱するなり。

而して公債証書には、記名式、無記名式の二種あり、利付公債と無利息公債あり、又期限に有期と無期とあるも、無期公債は國債に限られ、無期限無利息の公債發行は先ず之れなきなり、記名式のもの、之を譲渡するとき





No. 0000000

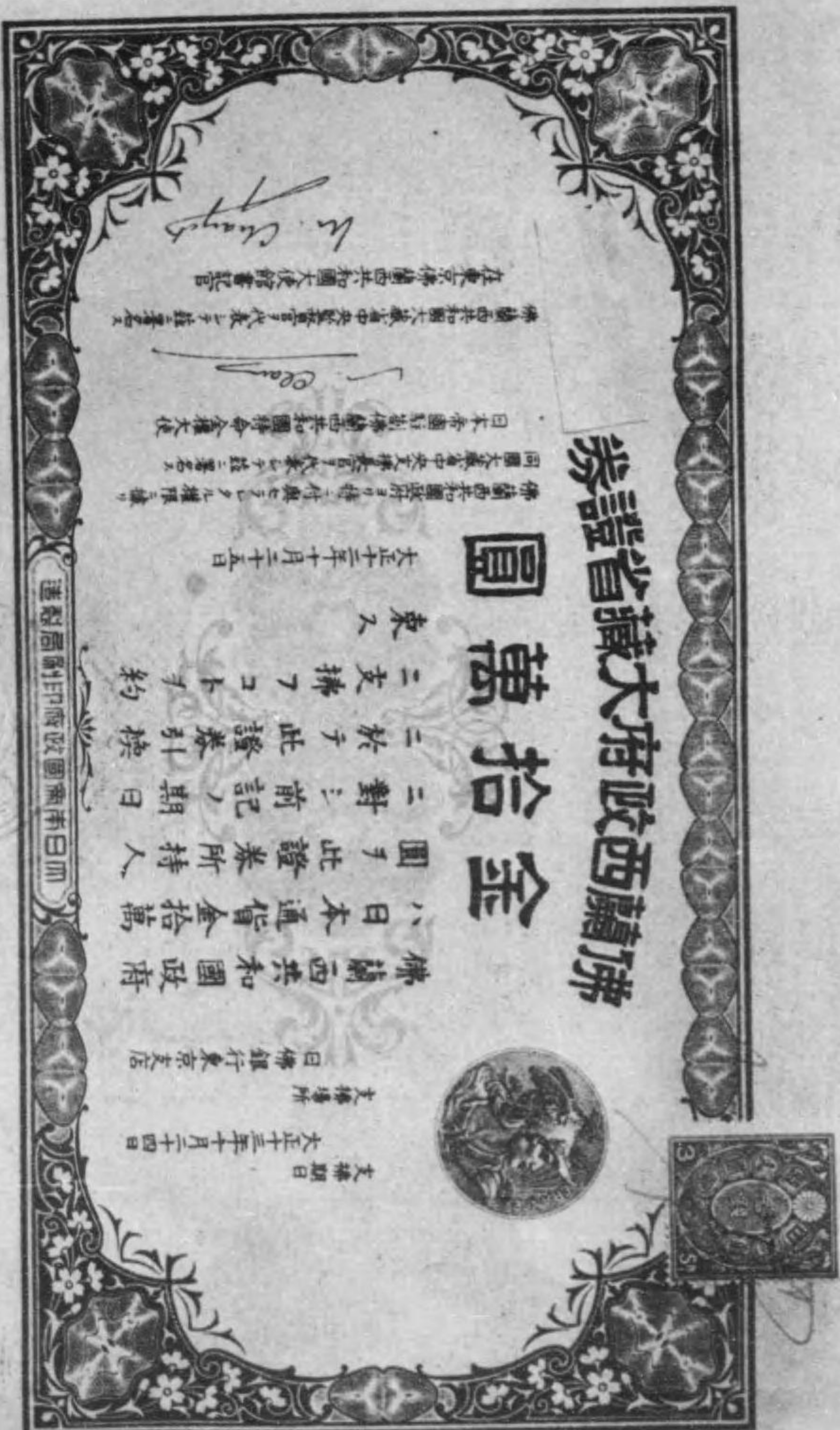
見日本大皇帝省證券團

一此證券所持人任  
 拂、期日至日本銀  
 行本支店及代理店二  
 其、任拂請取之也  
 一此證券、任拂期日  
 一經算、滿六個月通  
 一此、證券、任拂期日  
 一其、任拂請取之也  
 一此、證券、任拂期日  
 一其、任拂請取之也

大藏大臣



佛蘭西政府は我國に於て建造せる驅逐艦代金支拂の爲大正十年十月邦貨の大藏省証券金參千參百拾六萬圓を發行し其後借替をなして今猶我が銀行及資本家の手に保有せられつゝあり。



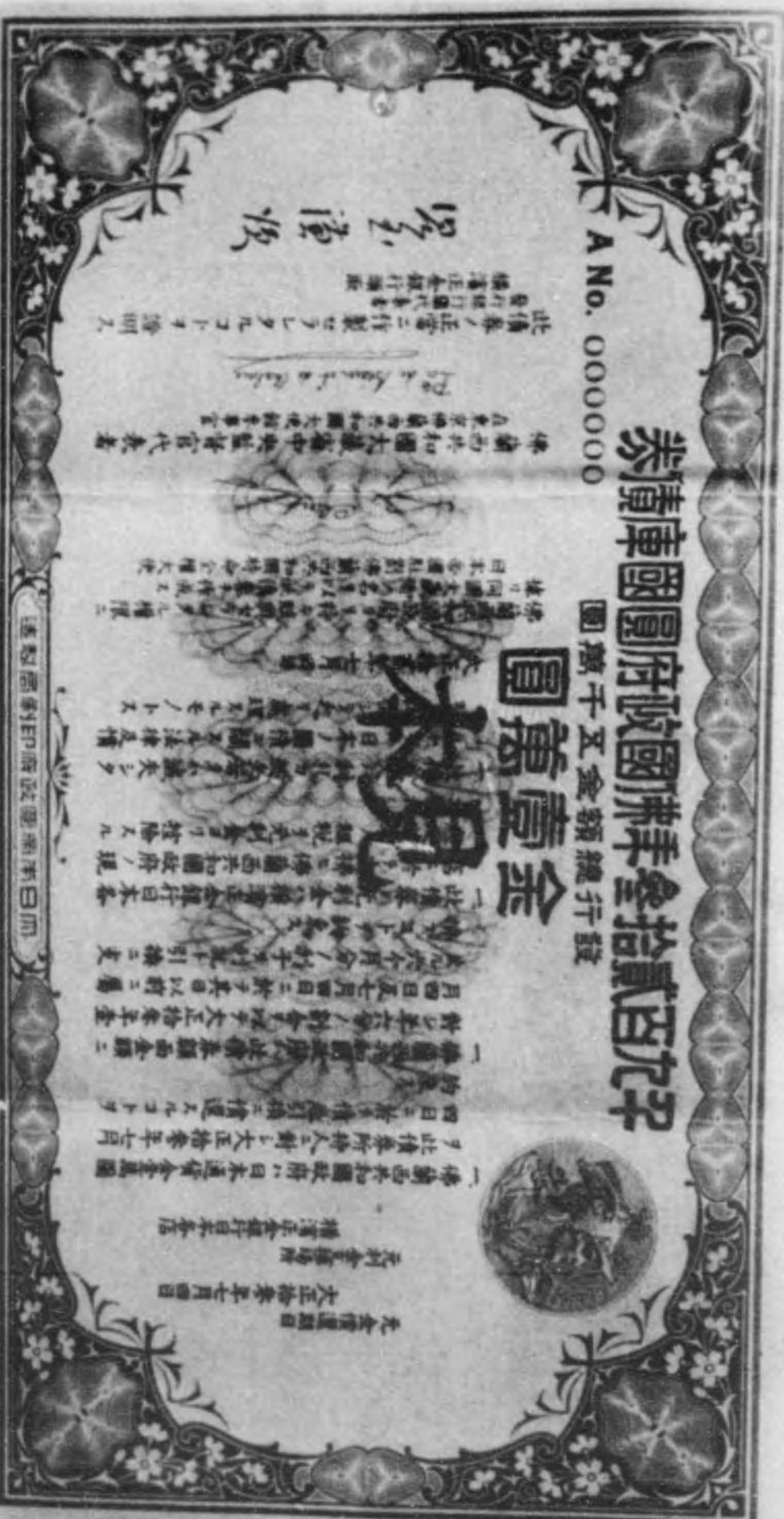
佛蘭西大府政西蘭佛

金拾萬圓

佛蘭西共和國政府  
 日本通貨金拾萬圓  
 此證券所持人  
 二對之前記ノ期日  
 二於此證券引換  
 二支拂ノコトヲ約  
 大正十年十月十五日

大藏大臣  
 大正十年十月十五日  
 佛蘭西共和國政府

佛蘭西政府が歐洲大戰の際我國より供給せる軍需品代金其他支拂の爲大正六年七月我國に於て邦貨の國庫債券五千萬圓を發行し其後屢々借券をなして今猶我銀行及資本家の手に保有せられつゝあり。



名義の書換を要すれども、無記名式のものには只証書を引渡すのみにて、可なるものとす。

大藏省証券

一、大藏省証券 國庫の收支に一時不適合を來し、即ち歳出多端なるに拘らず、歳入其に伴はざる際、財政上一時の均衡を求むる爲めに、大藏省の發行する利付の借入証券にて、一會計年度内に必ず償還せらるべきものなり。

此証券も自由に譲渡することを得、其期限は大抵三ヶ月乃至六ヶ月の短期にして、銀行其他に於て大口に取引せられ、市場に表はれ賣買さるゝこと少く、利子は償還のとき元金と共に支拂ふことあり、又は割引を以て發行の際前拂することあるなり。

株券

三、株券 は株式會社又は株式合資會社の株主が其出資たる株式に對し株主權を表証する爲め交付せらるゝ証券にて、其占有に依りて會社に對し株主たる權利義務を獲

得し其權利は之を行使し若くは利用することを得べく、又一定時期に配當金を受くるものにて其種類に舊株券・新株券及優先株券等あり。株券にも記名式・無記名式の二種ありて、其讓渡手續は公債証書と同じきも、株金全額の拂込の後にあざれば、無記名式とすること能はず。

舊株券及新株券

1、舊株券及新株券 株式會社は一株の金額五十圓以上とするときは、其四分一の拂込を以て設立することを得るものなれば、株券に全額拂込のものと拂込未完済のものあり、其全額拂込の後會社が資本増加の爲め、新たに發行する株券を新株券と稱し、資本増加前即ち會社設立せる時の株券を舊株券と稱するなり。

優先株券

2、優先株券 前記1は所謂普通株券にて、此普通株券の利益に優先し、或一定の割合まで利益金の分配を受くる特權附のものを優先株と稱す。

配當保証の株券

3、配當保証の株券 會社營業の成績如何に拘らず、一定の割合迄は必ず配當を受くることを得るものにて、多く國家的事業を目的とする會社





に於て發行せられ、若し利益が所定配當額に満たざるときは、其額に達するまで國家の補助を受くる場合の如きなり。

**四、社債券** *Debentures* 株式會社が事業の整理又は擴張の爲め、資本の補填又は増加の必要ある場合に、資金を公衆に需め、應募者に對して交付する証券を社債券と稱するなり。

**起債の制限** 社債の募集總額は、拂込みたる株金額に起ゆることを得ざるなり。

若し會社の最終の貸借對照表中に現存する財産が、募集金額に満たざるときは、社債の總額は其財産の額以下にせざるべからず(商法二〇〇條)又各社債の金額は二十圓以下にすること能はざるものとす(商法二〇一條)然るに例外として特種の權利を賦與せられ居るもの、例へば株式會社日本勸業銀行、府縣農工銀行等なり。

**五、船荷証券** *Bill of Lading* は水上運送業者(汽船會社又は個人經營者)が、荷主より積荷を受取り、指定の届先に於て、荷受主に引渡を約せる流通

社債券

起債の制限



船荷証券

証券なり、船荷証券は、荷物托送者の請求に因り、船舶所有者又は船長が發行すべきものなるも、通例其代理者が代りて作成し交付すること多し。

而して普通の船荷証券の外に特殊のものあり、即ち通し船荷証券Open Bill of Lading、赤船荷証券及故障附船荷証券等なるも、後章海運業Maritime Tradeに於て説明すべし。

貨物引換証

六、貨物引換証Warehouse Bill of Lading は陸上運送業者(就中鐵道業者又は運送取扱人)の發行せるものにて、商業上に於ける作用は、船荷証券と同じく、即ち貨物陸上運送の爲めに受取り、其到着地に於て、証券を引換へに運送品を引渡すべき旨を記載せる流通証券にして、貨物托送者の請求により交付するものなり。

倉庫証券

七、倉庫証券Warehouse Bill は倉庫業者か、貨物の寄託者に對し交付するものにて、之が發行の場合に預証券及質入証券の二枚

のものご、單券なる倉荷証券との二種あり、其作用説明は、後章倉庫業に於て、述ふべし。



### 第四章 商業取引の用具

#### 第一節 通貨

通貨の意義

通貨は、日常支拂用具として通用する貨幣なり、故に昔時の貨幣たりし大判・小判・歩金等は今日の通貨Moneyにあらず。貨幣は交換の媒介物たると同時に、價格の標準となるものなれば、貨幣制度は正確ならざるべからずして、文明國は勿論、世界何れの國家も、法律にて其品位・量目を一定せる貨幣を鑄造し、又は支拂の用具として強通力を與れられたる紙幣を通用せしめつゝありて、現時の通貨には金屬貨幣及紙幣の二種類あるなり。

金屬貨幣

第一款 金屬貨幣 Metallic Money or Coins は國家が鑄造權を有し、一定量にて一定の形を備へたる鑄造貨にして、本位貨及補助貨の二種

あり。

本位貨幣

一、本位貨幣 Standard Money 本位貨は一國家に於て價格の基準となり、貴金屬を以て鑄造せる貨幣にして、金貨を本位貨幣とせざるを金本位制と稱し、銀貨を本位貨幣となすを銀本位制と稱す、我國及歐米文明諸國は金本位制にして、支那・暹羅・南米諸邦等は、銀本位制を採用し居るなり。

我本位貨の品位及質量

我國は純金二分を以て、價格の單位となし之を圓と稱し、品位は金九と銅一の割合に混入鑄造し、五圓・拾圓・貳拾圓の三種あり、其質量左の如し。

五圓 金貨	目方 一匁一分一厘一毛一	内純金	一匁
拾圓 金貨	同 二匁二分二厘二毛二	同	二匁
貳拾圓 金貨	同 四匁四分四厘四毛四	同	四匁

金貨國にて

金貨國にして金貨を使用せず、金本位制を採用せる國は、當然金貨を法

金貨を使用せず

貨として、凡ての支拂に制限なく授受し、且日常通用せらるべきものなるに、我國は之を國內に通用せしめずして、次項第二款に述ぶる兌換券發行の準備とせらるゝのみ、然ども對外支拂の場合には、實價を有する物件を以て拂渡さざるべからざれば、金貨を以てするなり。

補助貨幣

二、補助貨幣 補助貨は國內に於て、小額の支拂に供す

べき通貨にして、其實價は名稱價より低きものにて、銀貨(銀拾

貳拾錢)白銅貨(五錢拾錢)及青銅貨(一錢五厘)是なり。

名目貨幣とせる理由並に支拂制限

名目貨幣とせる理由並に支拂制限 補助貨の實價を其名稱價より低くし即ち名目貨幣としたる理由は、銀銅の如き低廉なる金屬をして、實價と等しき名稱を帯ばしむるときは、其形體餘りに大となりて、携帶授受に不便なるのみならず、銀銅の價格に變動を生じ、騰貴すれば貨幣を熔解する者、之れなきにあらざるを以てなり、斯く實價より低き名目貨幣たる爲め、支拂に制限を設け、銀貨拾圓、白銅貨及青銅貨の壹圓以上は、之が支拂を受くる者他の通貨を以て支拂を請求し得る選擇權を認め居るなり。

紙幣

第二款 紙幣 是一國家が其領域を限り強通力を與へ

たる、鑄造貨幣代用の通貨にして、所持人が其發行者たる中央銀行に對し、本位貨たる金貨と引換を要求し得るものを兌換紙幣と稱し、之に反し往々國家の發行する紙幣にて本位貨と引換へられざるものあり、之を不換紙幣と稱す。

兌換紙幣

兌換紙幣とは國家の發行に係かる政府發行紙幣あるも、

現時多くの國家は、其國中央銀行に發行特權を與へて、發行流通せしむ、之を銀行兌換券と稱して、我國は日本銀行朝鮮銀行及臺灣銀行に兌換券發行の特權を賦與せり、朝鮮銀行兌換券は朝鮮に限り、臺灣銀行兌換券は臺灣内に限り強通力を有するものごとす。

而して兌換券には、壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・五拾圓・百圓・貳百圓の七種あるも、五拾圓・貳百圓の二種は發行稀なり、兌換券

政府發行の  
小額紙幣

發行法は第三編第四章に於て説述すべし。

歐州大戰の影響を受け、我國實業界の好況となるに隨ひ、日常通用の補助貨幣に不足を生じ、一般不便を感ずること甚しく、政府は應急策として、大正六年十一月に拾錢、貳拾錢、五拾錢の小額紙幣を發行せり、政府は發行紙幣と同額の銀貨及地銀を準備し居りて、同十二年に至り該小額紙幣の回收償却に着手し目下續行中なり。

### 第二節 手形

手形の意義

手形の意義 手形は一定の時及場所に於て、一定の金額を無條件にて支拂ふべきことを記載せる信用証券にて、金錢支拂の用具として轉々流通し、現金授受より生ずる取引上の不便と失費を省略することを得、斯く一葉の紙片に依りて金錢以上の作用を爲すは全く信用に基くなり、而して

手形記載の  
要件

手形には爲替手形、約束手形、小切手の三種あり。

**第一款 手形記載の要件** 手形は信用關係に因り、使用せらるゝ信用証券にして、且つ移轉の性質を有する流通証券なれば、權利成立上、一定の要件を備ふるを要す、而して手形の種類に従ひ左の法定要件を記載せざるべからず。

爲替手形(商法四四五條)

約束手形(商法五二五條)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 一、其爲替手形タルコトヲ示スベキ文字 | 一、其約束手形タルコトヲ示スベキ文字 |
| 二、一定ノ金額            | 二、一定ノ金額            |
| 三、支拂人ノ氏名又ハ商號       | 三、受取人ノ氏名又ハ商號       |
| 四、受取人ノ氏名又ハ商號       | 四、單純ナル支拂ノ約束        |
| 五、單純ナル支拂ノ委託        | 五、振出ノ年月日           |
| 六、振出ノ年月日           | 六、一定ノ満期日           |
| 七、一定ノ満期日           | 七、振出地              |

八、支拂地

右の法定要件を記載し、振出人(手形者)は署名又は記名捺印し、且參錢の收入印紙を貼用するなり。

署名 とは証書を作成せる本人が、其姓名を自ら認むるを謂ふものにて、手形は署名のみにて捺印せずとも有効なり。

記名捺印 とは自筆代筆版字何れにても其姓名を認め、其上印形を捺して署名の代りと爲すなり。

商法中署名スベキ場合ニ關スル件、明治三十三年法律第十七號、商法中署名スベキ場合に於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

印紙税 從來爲替手形は記載金高の如何に拘らず貼用紙印は參錢にして、約束手形は記載金高に依り其額を異にせり。然るに大正十二年四月より印紙税法改正され、爲替手形約束手形共記載金高如何に拘らず貼用紙は參錢にて可なり。

第二款 満期日の種別 爲替手形及約束手形は後日に

別 満期日の種

支拂はるべきものにて、其支拂日を満期日と稱す、而て満期日

日に一覽拂。一覽後定期拂。定期拂。日附後定期拂の四種あり。

一、一覽拂 At Sight or Demand は要求拂又は參着拂とも稱し、受取人が支拂人に、手形を呈示したる時に支拂はるゝものにて、呈示の日を支拂期日とす。

二、一覽後定期拂 After Sight は手形所持人が支拂人に呈示し、支拂の承諾を得たる後、一定の期日例へば六十日目に支拂はるべきものにて、此場合に手形面に一覽後六十日拂と記載せらる、此手形は一覽せざる内は、支拂日確定せざるを以て、所持人は可成早く呈示するを可とす、若し其呈示を怠ること一ケ年以上なるときは、手形は無効となるなり。

一覽後定期拂

三、定期拂 On Term or Fixed Date は手形振出人が何月何日と支拂期日を記載するものを謂ふ。

定期拂

日附後定期 拂	受取人記載 如何に依る 種別	記名式	指圖式	無記名式
<p><b>四、</b> 日附後定期拂 は振出の日より確定期間経過したる日に、支拂はるゝものにて、日附後一ヶ月拂と云ふが如し。</p>	<p><b>第三款</b> 受取人記載如何に依る種別 受取人の記載は手形の要件なるも、場合に依りては受取人を明記せざるも可なり、即ち受取人の記載如何に依り、大体左の三種に分ち得るなり。</p>	<p><b>一、</b> 記名式 は手形金額の受取人の氏名を明記す、即ち「右金額甲野乙兵衛殿へ此手形引換に御支拂相成度候」</p>	<p><b>二、</b> 指圖式 は受取人の氏名を記載し且其指圖したる者にも支拂はれたき旨を記す、即ち「右金額甲野乙兵衛殿又は指圖人へ御支拂相成度候」</p>	<p><b>三、</b> 無記名式 は受取人の誰なるやを明記せず、手形の所持人又は持參人に支拂はれたき旨を記す、即ち「右金額此」</p>

手形の裏書

手形所持人(持參人)ニ御支拂相成度候

**第四款** 手形の裏書 手形の流通証券たる効用を更に大ならしむるには、之を轉々讓渡するにあり、即ち手形を受けたる者が他人に讓渡して支拂に供するが如く甲乙丙丁と順次轉々するにありて、この轉々讓渡は裏書に依りて行はる、而して讓渡する者を裏書人Endorser, Indorserと稱し、其讓り受者を被裏書人Indorseeと稱するなり。

裏書は手形裏面に其旨を記載せざるべからずして、記名式裏書・指圖式裏書・白地式裏書の三種あり。

**一、** 記名式裏書 Full indorsement は前款一の如く被裏書人を明記す。

**二、** 指圖式裏書 Endorsement to order は被裏書人を明記し、尙其指圖人にも支拂はるべき旨を記載す。

**三、** 白地式裏書 Blank Endorsement は被裏書人を明記せず、其場所を白地

に残し置き、裏書人は單に記名捺印して交附するなり。

右の外裏書には、爾後裏書を禁止する旨を記載せる特定裏書あり、償還請求の責に任せざる旨を記載せる制限裏書あり、取立委任の裏書あり、其他代理裏書質入裏書等あり。  
*Restrictive endorsement*  
*Qualified endorsement*  
*Endorsement for collection*

**第五款 爲替手形** は振出人(手形を成せる者)が名宛人(手形の支拂べき者)

に對し、受取人又は其指圖人に一定の金額を支拂ふことを委託したる証券なり、而して手形の振出人は、自己を受取人又は支拂人と定むることを得るなり。

一、爲替手形作成例

假へば、<sup>A</sup> 島山合資會社が野澤宗太郎に商品壹千貳百五拾參圓六十錢を賣却し、其受取るべき代金に對して爲替手形を振出し、之を<sup>A</sup> 島山合資會社の仕人先なる神戸市川上頼一に交付せるものにて、即ち債券請求の証券を以て債務辨済に充てたるものなり。  
又未廣繁次が太田黒信二より商品を買入れ、其代金支拂方法として、自己

支拂號	六	支拂地	大阪市	金額	壹千貳百五拾參圓六十錢	支拂人	野澤宗太郎	摘要	商品代
引出日	大正拾參年三月拾日	受取人	川上頼一						
參月一日	大正拾參年三月拾日								
支拂年	大正拾參年								
支拂日	大正拾參年三月拾日								

受 引

大正拾參年三月拾日  
 支拂場所 株式會社商寶銀行  
 大阪市南區大寶寺町二丁目拾番地  
 野澤宗太郎殿  
 大正拾參年三月一日  
 支拂地 大阪市  
 支拂期日 大正拾參年四月拾日  
 大正拾參年三月一日  
 大阪市東區博勞町一丁目二十番地  
 島山合資會社  
 業務執行社員島山豊吉殿  
 大阪市南區大寶寺町二丁目拾番地  
 野澤宗太郎殿

右金額 川上頼一 殿又、同人指圖人へ此手形

引換ニ御支拂可被成候也

一金壹千貳百五拾參圓六十錢

三 錢  
收入印紙

爲替手形

第六五號

大阪市東區北濱四丁目八番地

秋山泰造 印

表書ノ金額正ニ受取候也  
大正拾參年四月拾日

大正 年 月 日

表面之金額 同人指圖人ノ御支拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 同人指圖人ノ御支拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 同人指圖人ノ御支拂可被成候也

大正拾參年參月拾日

川上賴一 印  
神戸市元町五丁目五十五番地

表面之金額 秋山泰造殿 又、同人指圖人ノ御支拂可被成候也

第五三號

三 錢  
收入印紙

爲替手形

一金貳千六百七拾五圓五拾錢

支拂期日 大正拾參年三月二拾日

支拂地 大阪市

支拂場所 株式會社大正銀行大阪支店

右金額 太田黑信二 殿又、其指圖人ノ此手形  
引換ニ御支拂相成度候也

大正拾參年二月拾八日

大阪市東區瓦町一丁目五番地  
未廣 繁次 印

未廣 繁次 殿

引

大阪市東區瓦町一丁目五番地  
未廣 繁次 印

支拂番	五 三
振出日	大正十三年八月十八日
支拂期日	大正十三年三月二十三日
支拂地	大阪市
支拂場所	太田黑信之
金額	貳千六百七拾五圓五十錢
支拂人	白 己
摘要	

表面之金額 井上準六 殿又、其指圖人へ御支拂可被成候也  
 大阪市西區川口町五丁目拾番地  
 太田 黒信 二 印

大正拾參年參月一日

表面之金額 武内合資會社 殿又、其指圖人へ御支拂可被成候也  
 大阪市東區博勞町二丁目三番地  
 井上 準 六 印

大正拾參年參月參日

表面元金額 殿又、  
 其指圖人へ御支拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 殿又、  
 其指圖人へ御支拂可被成候也

大正 年 月 日

表書ノ金額正ニ受取候也  
 大正拾參年參月貳拾日  
 大阪市東區博勞町二丁目拾番地  
 武内合資會社  
 業務執行社員 武内 福造 印

手形の引受  
 及支拂

宛に振出し同時に引受せる爲替手形を交付せるものなり、斯る形式に依る手形の振出は、從來資金融通の場合に多く用ゐられ、商取引に伴ふ爲替手形は前掲壹の形式に依るを普通とするも、参考の爲め其一例を掲ぐるごとしせり。

二、手形の引受及支拂 爲替手形は前掲例の如く、債権者より債務者に宛て振出すものあり、又時として債権者にあらざるものが、一時の融通を圖らんが爲め、債務者にあらざるものに宛て振出すことなきにあらず、何れにしても所持人は、名宛人に之を呈示して、果して満期日に支拂ふや否やを確かむるを要す、之を引受の爲めの呈示を謂ふ、名宛人が支拂を承諾するとき、前掲例の如く手形に其旨を記して署名又は記名捺印するものにて、之を引受と稱す、一覽拂の手形は、呈示と同時に支拂ふが故に、引受記入の必要なく



其他の手形は名宛人が引受せざる内は、必しも支拂の義務なし。雖も、引受をなせば其義務を免るゝを得ず、而して受取人は、満期日又は其後二日以内に、支拂人に請求して支拂を受けたるときは、前掲例の如く手形に受取を記入して、手形を支拂人に交付するものとす。

引受及支拂の拒絶

三、引受及支拂の拒絶 手形が引受を拒絶せられたるときは執達吏又は公証人に依りて、引受拒絶証書を作成し之れに依りて、裏書人又は振出人に對し、担保品の請求を爲すことを得、而して満期日に再び名宛人に支拂を請求し、其支拂を受けたるときは曩の担保品を返却するものとす。又手形が支拂を拒絶せられたるときは、満期日、又は其後二日以内に引受拒絶の場合の如く、支拂拒絶証書を作成し直接の前者に對し、拒絶証書作成の日又は其後二日以内に

*Protest for non-acceptance*

*Claim for security*

*Protest for non-payment*

保証及參加保証

償還請求の通知を發すべし、若し其裏書人が之に對し償還をなせば其裏書人は更に自己の直接の前者に對し、償還請求の通知を受けたる日、又は二日以内に償還請求を爲すべし、若し手形の義務者が償還請求に應ぜざる時は、直ちに担保品の處分又は財産差押等の手續を爲すことを得、而して償還請求金額は、不渡手形金額に拒絶証書作成の手續料其他の費用及満期日以後の法定利息を加算したる金額なり。四、保証及參加 爲替手形の債務に對して保証することありて、保証人は保證したる第一の義務者が支拂を爲さざるときは、自ら其責に任ずべきものとす、保証が何人の爲めになされたるか分明ならざるときは、引受人の爲めになしたるものと看做し、又引受人あらざるときは、振出人の爲めになしたるものと看做さる。

参加

又参加には、参加引受及参加支拂の二種ありて、手形の振出人は、支拂人が引受を爲さざるべきの用意として、豫備支拂人を定め置くことあり、此場合にも、支拂人が引受を拒絶したるときは、豫備支拂人は、振出人の信用並に名譽を保全する爲めに、参加引受をなす、参加引受は豫備支拂人にあらざる第三者にても、手形所持人が拒絶せざる限り、之を爲すことを得、又支拂拒絶の際に、参加引受人に非ざる第三者が、参加して其支拂をなすことあり、之を参加支拂人と言ふなり。

約束手形

**第六款 約束手形** Promissory Note は振出人が名宛人に、一定の時に、一定の金額を支拂ふことを約束したる信用証券なり。

設例ば、甲田義一は乙野俊雄より商品壹千參百五拾五圓を買入れ、現金拂を爲すこと能はるるを、一定期日を限り、支拂ふべきことを約束したる

支拂 日	大正十三年一月拾日
支拂 場所	商興銀行支店
支拂 金額	壹千參百五拾五圓
支拂 受取人	乙野俊雄

(約束手形振出例)

第二十七號

三 一 錢 收入印紙

約束手形

一金壹千參百五拾五圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無  
相違仕拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 大正拾參年四月拾日

支拂場所 東京市麴町區株式會社商興銀行支店

大正拾參年一月拾日

甲田義一 印

東京市麴町區三番町五番地

乙野俊雄 殿

大阪市東區博勞町二丁目十五番地

約束手形との  
爲替手形との  
異同

借用金証書  
の代用として  
の利便

手形を作成し、之を渡し置き乙野俊雄期日に於て呈示し、手形引換に現金支拂を受くるにあり。

イ、約束手形と爲替手形との異同 約束手形は爲替手形の規定を準用せらるゝが故に、満期日裏書支拂拒絶保証及参加等は殆んど相異なる所なし、然るに其異なる點は、爲替手形は振出人・支拂人・受取人の三者關係より成立すれども、約束手形は振出人名宛人の二者關係より成れり、又爲替手形の名宛人は支拂人なれども、約束手形の名宛人は受取人なり、又爲替手形の振出人は直接の支拂人にあらざれども、約束手形の振出人は直接の支拂人なり、又爲替手形に於ては單純なる支拂の委託なるに、約束手形にては、單純なる支拂の約束なり、又爲替手形の支拂地は、約束手形の振出地となる等なり。

ロ、借用金証書代用としての利便 約束手形は往々借用金証書に代用せらるゝことあり、此場合には借用者は一定の期限を定め、其期間に對する利子を計算して借用元金に加へ、之を手形の額面となし、貸主を名宛人となし、借用者が振出人となりたる手形を貸主に交付し置き、期限に到り

表面之金額 株式商興銀行殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大阪市東區博愛町二丁目十五番地

乙野俊雄 印

大正拾參年貳月參日

表面之金額 殿又ハ同

人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 殿又ハ同

人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 殿又ハ同

人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額 正ニ受取候也

大正拾參年四月拾日

株式商興銀行 印

て手形金額を支拂ふときは、借入金元利を取揃へ返金したると同一の結果を得るなり。

又借入金証書は流通性のものにあらざるが故に、貸主は期限迄之を所持して、自ら返済を請求せざるべからざるも、約束手形は貸主の都合により、他に譲渡して資金融通をなすこと自由なり、又期日に至り支拂人が支拂を爲さざるべき、借入金証書は民事訴訟を提起し、裁判の確定宣告を待ち、処分せざるべからざるも、手形は直ちに拒絶証書を作りて、簡單に且つ迅速に処分の手續をなし得る等の利便あるなり。

### 第三節 小切手

小切手

小切手 Cheque, check は、通例銀行に當座預金を有する者が、銀行をして該預金を以て、支拂の任に當らしめん爲め、其銀行に宛て、一定の金額を支拂ふべきことを委託したる信用証券にして、通俗に之を當座小切手と稱せり。

第三二八號

小切手

一金參百拾五圓參拾錢

右金額此小切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正拾參年參月拾日

金持富藏

株式商興銀行 御中

表記ノ金額正ニ領收候也

大正拾參年參月拾貳日

大阪市東區唐物町拾五番地

福野郁太郎

番號	328
年月日	大正十三年三月十日
金額	參百拾五圓參拾錢
要摘	福野商店へ商品代

爲替手形と異なる點

爲替手形と異なる要點は支拂人(名宛人)が常に銀行なること、凡て一覽拂にして、支拂呈示期間は振出の日より十日間を限らるゝ等にあり。

小切手記載事項

小切手には左の事項を記載し、振出人之に署名又は記名捺印せざるべからず(商法五三〇條)

- 一、其小切手タルコトヲ示スヘキ文字
- 二、一定ノ金額
- 三、支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四、受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト
- 五、單純ナル支拂ノ委託
- 六、振出ノ年月日
- 七、支拂地

小切手の種類

小切手の使用上より見て、之を普通小切手、横線小切手、支拂保証小切手の三種に分つことを得。

小切手の行使

一、普通小切手 Open cheque は横線小切手に對する種別にて、普通小切手の受取人指定如何に依り、大体之を記名式小切手、無記名式(持參人拂)小切手、指圖式小切手の三種に分ち得るも、多く世上に行使せらるゝものは無記名式即ち持參人拂の小切手なり。

- 1、記名式小切手「右金額甲殿へ御拂渡可被成候也」
- 2、無記名式(持參人拂)小切手「右金額此小切手持參人へ御拂渡可被成候也」
- 3、指圖式小切手「右金額甲殿又は其指圖人へ御拂渡可被成候也」
- 4、小切手の行使 小切手行使の普通なる順序は、當座預金者が他人に支拂を爲さんとするとき、豫て銀行より交付せられたる小切手帳(通常五十枚綴)の一葉に、前掲例の如く要件を記入して之を受取人に渡し、受取人(小切手持參人)は宛名銀行に呈示して支拂を請求す、銀行にては其小切手の手蹟、印鑑及振出人の預金殘高を検し、差支なければ引換に現金を拂出し、

小切手の不渡

帳簿上振出人の預金高を其れだけ減じ置くなり、當座預金者が自ら預金を引出さんとするときも亦小切手を振出して、之を引換に現金を受取るものとす。

□、小切手の不渡 小切手は當座預金高の範囲内に於て、振出さるべきものなるも、若し銀行と當座借越の約定あるとき、借越極度までは、預金高を超えて振出すことを得、當座借越の約定なくして、預金高以上に小切手を振出すときは、銀行は其支拂を拒絶す、之を不渡小切手といふ、受取人は此場合に振出人又は裏書人に對して、償還請求を爲すことを得るは、爲替手形と同じ、但し小切手は拒絶証書作成の必要なく、單に小切手表面に支拂拒絶の旨

當座預金不足

當座預金取引解約候ニ付支拂ヒ難ク候也

當座預金取引無之

大正 年 月 日

株式会社

銀行

支配人……………印

横線小切手

の如く記入し、拒絶者の署名を得るだけにて可なるものとす。

二、横線小切手

Crossed cheque

は筋引小切手とも稱し、小切手面に二條の平行線を劃し、線内に單に銀行を記したるを普通横線小切手と謂ふ、線内に特定の銀行名を記したるものを特別横線小切手と謂ふ、而して普通横線小切手は何れの銀行より

Ordinary crossed cheque

Special crossed cheque

請求あるも、支拂はるべきものにして、特定銀行例へば株式会社商興銀行とあるものは其特定銀行のみに支拂はるゝものとす。

crossed cheque



横線小切手の利益

横線小切手の利益は、流通の途中盗難又は紛失の場合に不正なる受取人が支拂を受くることを防止するにありて、横線は振出人が振出の際に、すも、又所持人が中途になるも随意なり。

横線小切手の所持人は其記名式なると、持参人拂なるとを問はず、凡て銀行に依頼せざれば支拂を受くること能はざるを以て、一見不便なるが如

しと雖も、商人は大抵銀行と當座又は特別當座預金勘定を開き、自己の受取るべき小切手は皆之に預入れ、銀行は本人に代りて取立て其預金に振込むが故に毫も不便を感ずることなく、却て支拂銀行に行き金銭受取に要する時間と失費を節約し得るなり。

三、支拂保証小切手 *Certified cheque* 凡そ小切手は繼續せる信用の下に、

支拂保証 何々銀行

大正拾參年參月四日 支配人何某印

振出さるるものなるも、日常頻繁に預金の出入をなす者は、或は預金悉皆引出せる後に振出し、或は振出したる際には資金ありたるも、小切手所持人が銀行に支拂を求むる頃には、預金不足となりたるの例尠ならず、故に所持人は、振出人が其支拂資金を有するや否やを確かめざれば不安なりとするとき、銀行に到り支拂保証を求むるものにて、其保証されたるものを、支拂保証小切手と

支拂保証小切手

*Good for payment*

稱するなり。

支拂保証小切手を送金に利用する利益 現今一般銀行に於て送金取組には送金手数料を徴し居りて、保証小切手を送金に利用するときは、送金者は送金手数料を節約し得ると同時に、若し一流銀行に取引し居るときは一流銀行に當座勘定を有すると云ふ信用を被送金者に知らしむる利益あり。

#### 第四節 度量衡 (Weight and measures)

度量衡の制 度とは長さ、量とは分量、衡とは重さをいひ、是等を計る器具をも度量衡と稱するなり。

一、度量衡の制度 社會一般の日常生活に長、量、重の三者を測るの必要あるは勿論にして、特に商品賣買に於て之が計量は、取引上の重要件なり、若し其測器にして正確なるものなくんば、貨物代價に變動を生じ、延いて經濟界の攪亂と

支拂保証小切手を送金に利用する利益

度量衡の制

もなるものなれば、何れの國家にも度量衡の制度を有せざるはなし。

我國に於ては明治二十四年三月度量衡法を公布し、同二十六年一月一日より之を實施し、次いで同四十二年ヤードポンド系度量衡を認め、爾來尺貫ヤードポンドメートル等を併用し居るも、斯の如き複雑なる制度は、社會國家の進運に障礙となること甚大なるを痛感し、之を統一することとなり、大正十年四月法律第七十一號を以て、全國に於ける度量衡は總てメートル法に據ることとなれり、之が實施は大正十二年一月一日の筈なりしも、關係法規の完了せざるも、ある爲め、延期となりたるも、早晚施行せらるべし、然れども從來三十年の久しき習慣を一舉に改むるは頗る難事なるを以て、猶豫期間を設くべく、其期間及關聯法規に關し政

府が審議中なるも、猶豫期間は公務所及電氣瓦斯事業は五箇年、其他は二十箇年となし、其間に漸次改め行き、大正三十二年に至り一切舊來のものを廢し、單一にメートル法度量衡を使用することとなるべしと傳へらる。

叙述の如くメートル法實施期の勅令未だ公布なきに拘らず、大正十二年上半期頃より官立試験所民間大工業會社又は官公署より發布せる諸種の規則には、既にメートル法を採用し、且一般に對して其使用を奨励し居る實狀なれば、事實メートル法を實施し居ることすらも不可なきなり。

亂雜なる度量衡より生ずる損失 我國の現状は尺貫系統に於ては里町間尺、寸、分、町、反、畝、坪、石、斗、升、合、貫、斤、匁等あり、是は主として農業建築家事方面に、鯨尺は織物裁縫等に使用せられ、又ヤード系統は哩、碼、呎、吋、ガロン、ポンド、グレン等ありて、海軍、省、鐵道省を始め鐵工工業、紡績業、造船業の方

亂雜なる度量衡より生ずる損失



商取引の煩雜不安なること

面に使用せられ、又メートル系統にては、メートル、リットル、キログラムにて陸軍省を始めとし、電気事業、醫師、藥劑師、學者間に使用され、其外カラット、デニール、駄、棚、才、石、匹、桐、釜、形、听等世上に雜然として行はれ、産業上、國防上、教育上、家庭經濟其他交通、保健、保安等の社會事業上に至る迄幾多支障を起して我國運の進展能力を減殺し居る實狀を左に略述せんに、

1、商取引の煩雜且不安なること 商取引に於る注文契約受渡に際し彼れこれ換算に多大の手續と苦勞を要し、且つ錯誤感違ひ等の爲めに紛争を生じ損失を招くこと尠なしとせず例へば同じ斤にも法定の百六十匁以外に百匁、百二十匁、二百匁、二百三十匁等の各種あり、又同じ噸にも英噸あり佛噸あり又英噸にも輕噸と重噸とあり、更に容積噸にも百立方尺あり百立方呎ありて其何れに據るや一々註釋を要す、又商品も同様にて例へば日本紙は尺寸の規格、洋紙は吋の規格、毛布は吋、蒲團は鯨尺、食匙、洋食皿、フオーク、辨當箱等はセンチの規格、湯沸釜、鍋、行平等の口徑は寸、容量は升合を規格とする等枚舉に遑あらずして、從て商取引の圓滑迅速を妨げ、無用の手續と考慮を費すこと日常實驗しつゝある所なり。

小賣商の不經濟且煩雜なること

工場に於ける設備上不經濟なること

生産能率の減退すること

2、小賣商の不經濟且煩雜なること 商品の種類に依り、斤にて賣るもの、瓦にて賣るもの、オンス、ポンドにて賣るもの、鯨尺にて賣るもの、ヤードにて賣るもの、等ありて、小賣店は何れも之に應じて各系統の度量衡を備へ、之を使ひ分けせざるべからざる爲め、手續煩雜、從て錯誤は實に毎度の事なりとするも誣言にあらざるなり。

3、製造工場に於ける設備上不經濟なること 製品注文者の異なる毎に、勝手なる注文あるべし、例へば病院、電氣會社、陸軍省等の注文はメートル系に據り、鐵工所、紡績會社、鐵道省等よりの注文は碼、封度系に據り、又建築業者、一般家庭等よりの注文は尺貫系なりとせば、之れに應じ得る機械器具、型、容器、包装材料等幾種の設備を必要とするものにて、其不經濟なること説明を要せざるべし。

4、生産能率の減退すること 職工等が各系區々なる寸方の注文仕様書に依り、作業をせざるべからざる爲め、之に慣る迄苦勞多くして熟達遅く從て能率を進め難し、例はヤード、ポンド系に於て働きたる海軍工廠の職工等が陸軍砲兵工廠へ轉業するも、メートル系に慣る迄仕事の進捗せざ

國家非常の場合に於ける軍需品製造上不便なること

るは事實証明する所にて、能率増進研究又勞働時間問題に於ても、度量衡の統一を度外して、其目的を達すること至難なるべし。

5、國家非常の場合に於ける軍需品製造上不便なること 各製造工場に於ける設備が區々なる寸法に據るときは、國家非常の場合に於ける軍需工業動員に不便尠からず、此實例は歐州大戰の際に各國共實驗したるものなり。

### 度量衡器

二、度量衡器 は其物質の最も不變なるを要するものなれば、金屬中最も變化少き所謂×形白金イリヂウムにて作られたる捧及分銅にして、其原器は萬國度量衡會に於て嚴重に之を保管す、この制度は初め西歷千七百九十年佛蘭西に於てタレーラン氏の提唱に係り、當時佛蘭西に於ても幾多議論ありしも、度量衡の世界共通の必要なること次第に叫ばれ、千八百七十五年獨逸外十六箇國の委員が巴里に會

合し國際的メートル條約を締結するに至れり、其原器の捧の長さは地球子午線の四千萬分の一に等しく、之を一メートルとなし、分銅は攝氏四度の蒸餾水一センチメートル立方の目方を一グラムとなし、其千倍即ち一キログラムの重さを有す、此原器を基準となし同金屬を以て十數箇の同一原器を作り、之を萬國度量衡會に加入せる國々に一組宛分與したり、我國は明治十九年に之に加盟し此メートル原器の交付を受け、之を我國の基本とせる尺貫に對照比較し、以て我國特有の度量衡を製作せるものにて、前項略述の明治二十四年三月公布せられたる度量衡法は即ち是なり、而して萬國度量衡局より送付ありたる原器は農商務大臣、之を保管し、更に同一の副原器二組を作り、一組は農商務省に、一組は文部省に保管す、此外尙檢定用として同様のもの若干

我國現行の  
制度

度

を作り、之を地方廳に配布して度量衡檢定の標準たらしむるものごせり、度量衡は斯く重要なものなれば、度量衡器の製作、修覆又は販賣せんごする者は、政府の免許を受くることを要するは勿論、之に關する法規を嚴守せざるべからず。

三、我國現行の制度 前項一に述べたる如く、我國に於ても將來必ず一般的にメートル法の度量衡を採用せらるべきものなるも、現在は舊來のもの行はれ居れば左に之を説述すべし。

一、度 は長さにして、我國に於てはメートル原器の捧の面に記したる標線間の攝氏〇・一五度に於ける長さの<sup>五</sup>を以て尺となす、尺の形に直形・連接直形・直角形・鏈狀・細帶の五種あり。

尺には布帛を計る鯨尺と直尺(曲尺)とありて、度は距離・面

積・容積を計るに用ふ。

量

1、距離 は六尺を一間とし、六十間を一町、三十六町を一里となす、哩は英國の八十鎮を云ひ我が十四町七五に當り、又海路の一哩は約我が十七町三二とす、米突法にては距離にキロメートルを用ふること多く我が三千三百尺なり。

2、面積 は一平方尺を單位となし、六尺平方を坪又は步と云ひ、三十歩を一畝、十畝を一段、十段を一町となす、而して地積には田畑には步宅地には坪を用ふ、又平方積は一平方尺のときも坪と云ひ、金巾、更紗、板鐵、鐵力、亞鉛板等を度るときに用ふ、又金銀箔印刷事業には寸坪と稱し一寸平方を單位とせり。

3、容積 は立方體の體積にして單位を一立方尺(才)と云ひ、米突法には一立方米突、英制の一立方呎を單位とす、貨物容積一噸は四十才又四十立方呎を云ひ、汽船の容積を示す噸數は百才又は百立方呎なり。

二、量 は分量にして、枴目を云ふ、枴は液體及穀物を測り

我國は百分の一尺を一邊とせる正六面體の六四八二七倍を升となし之を單位とせり。

米突法にて、リートル、英制にて、ガロンを單位とす、尤も英國等にては、商業上液量、穀量、藥量夫々單位を異にし、即ち液量はガロン、穀量はブツシエル、藥量はオンスを用ふるが如し。  
Gallon Liter Bushel Ounce

1升=1.18049リートル=1.587クオート 1ガロン=4.545リートル=2.520升

三、衡 は重さにして、測器に天秤、臺秤、桿秤の三種あり、又衡器は常衡、金衡、藥衡等に分つを得、我國にては原器たる分銅の質量の $\frac{1}{16}$ を以て貫とす、而して我國の常衡は貫及斤を單位とし、在來の貴金屬及藥量は匁を單位とするなり。

英制にて常衡はポンド(封度)を單位とし、金衡藥衡はグレインを單位とす、米突法は瓦が單位なるも、學術用にはミリグラム、日用にはキログラム、重量用には百キログラムを單位とせり。  
Pound Grain Kilogramme Quintal metrique

1貫=1000匁=3.750グラム=8.267ポンド

衡

噸

商慣習上の計量

1斤=160匁=600グラム=1.8227ポンド  
1匁=3.750グラム=1.3228オンス  
四、噸 には重噸と輕噸とあり、又海運等に於ては四十貫を一石と云ひ、六石を一噸と稱す。

重噸(英噸) Long tons ) 1 ton=2240封度=1680斤(160匁)=260貫  
輕噸(米噸) Short tons ) 1 ton=2000封度=1500斤=240貫

四、商慣習上の計量 賣買の際商慣習に依り計量上端數を切捨つるものあり、又同じ稱呼にして計量を異にするもの尠からざるを以て、商業に従事する者は、よく其取扱商品の慣習を熟知せざるべからず、左に其二三を例示せん

- 1、端數を捨つるもの。  
一碼は三尺〇一七五二なれども、曲尺三尺、鯨尺二尺四寸とす。  
一封度は百二十匁九六なれども、百二十匁とし之を洋斤と稱す。
- 2、稱呼同じきも重量を異にするもの。

和斤は百六十匁を常とするも、商品に依りては八十匁百匁百二十匁二百匁及二百五十匁等あり。

3. 稱呼同じきも計量を異にするもの。

穀物の石は楨目なれど、木材を容積にて千才を石と云ひ、重量にて稱ふる水産物の石は四十貫食鹽は三十貫を石と呼ぶが如きなり。

## 第五章 商業の經理

### 第一節 商業資本

商業資本の  
意義

固定資本

商業資本 *Investing Business Capital* とは商業經營の爲めに、投資せられたる一切の財産(所謂積極的財產)及信用の上に成立つ借用資本(所謂消極的財產)を云ひ營業の原動力を爲すものなり、即ち商業的信用の基礎、營業所の設備、取引上の活動資金、營業に要する費用等は、皆之より生ずるなり、資本は必しも現金たるを要せず、各種の物品有價證券は勿論、不動産其他借用資本等種々あり、されど之を大別すれば固定資本及流動資本の二となすことを得。

一、固定資本 *Fixed Capital* とは一回の使用に依り、其性質を變更することなく、永く同一形態に定着し、幾回も同様に使用せられ、収益の根源を爲すものにして、地所・家屋・倉庫・工場・据付機械、

流動資本

什器等の如きものを謂ふ。

二、流動資本 Circulating or Floating Capital 此は固定資本に對する名稱にて、常に轉々して其形態・性質又所有者を變じ、其間に利益を生ずるものにして、金錢・商品・消耗品等の如き是なり。

三、固定資本と流動資本との關係 固定資本と流動資本とは、素と兩々相俟つて事業を圓滑に經營し得るものにて、只た比較的固定資本を多く要するや、又は比較的流動資本を多く要するやにあり、即ち海運業・鐵道業・倉庫業、及据付機械を多く要する製造業等も、固定資本のみにて經營し能ざるが如く、銀行業及保險業も亦流動資本のみにて經營し能ざるなり、凡そ何種商業を問はず、此兩者の均衡を得ること否は業務進行上に重大なる關係を有するものなれば、經營者は兩者の均衡に關し常に注意を拂ふべきものなるべし。

固定資本と流動資本との關係

資本の運用

し。

四、資本の運用 凡そ資本の利用に依る利益は、之が轉換の度數即ち運轉の遲速に關すること多きものなれば、或種事業の投資は表面利潤多き觀ありとすも、若し資金の再生遲緩なる商業なりとせば、畢竟企業の効果少き事業たり、是れ資金の運轉速かなるは、資本の額を増加せると同一の効果を生ずるものにて、假へは金融業者が預金を吸収して、資金放資の回収を敏速にし、鐵道業・海運業者が車輛又は船舶の運用を良好にして其効用を増すは、共に資金運用の利益を得んが爲めにして、賣買商が商品賣買の轉換を迅速ならしめ、利益を多くすることに努むべきなり、試に運轉遲速に基く増殖の差を示さん。

資本金壹萬圓を一割の利を以て四ヶ月毎に一轉し六ヶ年の終に於て

全	六ヶ月毎に一轉	五五、五九四・三二
全	十二ヶ月毎に一轉	三一、三八四・二八
全		一七、七一五・六二

### 第二節 營業費及利息

#### 營業費

##### 第一款 營業費

*Expenses*

營業上の収益に對して、之を減少せしむる主なるものは營業費なり、されば營業費を節約するは、

消極的に利益を増加する一手段たるべきも、營業費の支出は營業の規模及繁閑により、増減するものなれば、猥りに之を節約するは不可なるべし、要は冗費を省き可成些少の費用を以て、出来るだけ多くの効果を収めんここに留意すべきのみ、例へば啻に店員の數又は給料を減じて、業務の澁滯を來たすが如き、廣告費を惜しみて販賣高の減することを

#### 利息

##### 第二款 利息

*Interest*

は借用資本の使用料として貸主に對し

支拂ふ報酬なり、其算出方法には年利・月利・日歩の區別あり、又單利・重利等の種類あるなり。

#### 利率の決定

利率の決定 利息の割合は貸借契約のとき貸主と借主との間に自由に協定し得るものなるも、其割合は物價と同じく需要供給の關係に支配せらるゝものなり、即ち資本の供給とは、貸付を爲さんとする資本家の數及資本の分量、2、貸付條件殊に貸付の安危程度、3、貸主の資本利用に對する評價等にして、又需要とは、資本需要者の數及其所要額、2、借受人の資本に對する評價、3、借入條件殊に利率等なり、要するに供給多ければ利息安く、反之需要過多なるときは、其割合高し、而して利息は經濟の進歩、國富

純利息及總利息

め増進と共に漸次其率を低下し、且各種の資本に就て、其歩合を均一ならむる傾向を有するものとす。

純利息及總利息 純利息とは世上所謂一流者間に於ける貸借例へば一流銀行が、一流の者に對して、貸出す場合に定まる利息の如きは、茲に謂ふ純利息に近し、又總利息とは、1. 純利息 2. 貸出危険に對する保険料 3. 貸出事務に要する雜費の三者を合算せる場合の如き利息を意味するものに於て世上所謂二流以下の者に對しての貸出例へば高利を以て短期間の小口貸に依り、利益を得んとする貸手は、多く Gross Interest を以て貸出すなり。

法定利率

一、法定利率 Legal rate of interest 利息の割合は貸借當事者間に協定するを普通とすれども、往々利率を定めざる貸借の生ずることあり、例へば賣掛金が一定の期日に後れて支拂はるゝとき、或は手形の支拂が期日に後れたる時の如き是なり、斯の如き場合に利息を計算せんとするときは、法定利息の年六分(法商第二七六條)を以てし、若し商行爲に關せざる民事上の場合は年五

利息制限法

分(民法第四〇條)を以て計算すべきものとす。

二、利息制限法 利息は原則として、當事者間の任意契約によりて定まるものなれども、殘酷なる貸主が借主の弱點につけ込み、暴利を貪るの弊を防がんが爲め、法律は利息制限法を設けて之を保護せり、其割合左の如し。

内地	百圓未滿	年二割	朝鮮	百圓未滿	年三割
千圓未滿	年一割五分	及	千圓未滿	年二割五分	
千圓以上	年一割二分	臺灣	千圓以上	年二割	

各制限を超過せる利率は當事者間には有效なれども、法律は之を認めざるを以て法廷にて争ふときは是以上の契約ありとすも、皆此限度に引下げらるゝものとす、但し既に支拂ひたる利息は此限にあらす。

第三節 商號

商號 Firm Name とは商人が營業上自己を表示する爲めに用ふる



名稱にして、商人にあらざれば商號を有すること能はざれども、商人は必ずしも之を有するを要せず、唯だ會社は必ず其種類に従ひ合名、合資、株式又は株式合資會社の文字を附せざるべからず。

商號の撰定

一、商號の撰定 は自由にして、營業主の氏名、屋號其他の名稱を用ふるも隨意なれども、個人商店にありては、會社なる文字を用ふることを得ず、こは他人を過まる虞あるが爲めなり。

歐洲に於ける商號の制度は會社に關して發生し、漸次個人に及びたるもの、如く、我國に於ては、會社は近年發達したるものなるも、今日の所謂商號に相當する屋號なるものは昔より個人商店に用ゐられたり。

商號の登記

二、商號の登記 商號は取引上他店と區別する名稱たるのみならず、廣く世上に知らるゝに至るときは、自然營業上

の特色及信用等を代表することとなり、若し他に同一の商號を用ふるものあるときは、營業上の妨害となるべし、故に之を防ぐ爲め、商號を登記し、法律の保護を受くるは普通行はるゝ所なり、登記の効力は、同一市町村内に於て、同一營業に従事する者をして、之が使用を止めしむることを得るのみならず、不正競争の目的にて濫用したる者に對しては、損害賠償を請求することを得。

登記抹消の請求

登記したる商號を後に之を廢止し、又は變更したる場合は、登記の抹消を爲すべきなり、若し其手續を爲さざるときは、他の利害關係人は其登記の抹消を區裁判所に請求することを得。

商號の讓渡

三、商號の讓渡 信用ある商號は、商人にとりて頗る大切にして、一種の資本なれば、商業社會に於て往々之が賣買を見ることあり、此場合には其賣買登記をさ爲さるべからず、

而て商號を其營業と共に譲渡せる時は、別段の約束なき限り、譲渡人は同一市町村内に於て、二十箇年同一營業を爲すことを得ず、二十箇年を経過せば、同一營業を爲すことを得るも、尙譲渡せる商號を用ふることを得ず、又譲渡人と譲受人との間に、特に同一營業を爲すことを禁止せる約束のある場合は、三十箇年間同一府縣内に於て、同一の營業を爲すことを得ざるなり。

#### 第四節 登録

##### 登録の意義

登録とは農商務省特許局に出願し、登録原簿に記載を請ふことにて、登録には商標、特許、意匠、實用新案の四種あり、何れも登録により各所定の期間内其専用權を有し、専用權は一の財産なるを以て譲渡を認めらる、又專賣特許權及登

##### 商標

録意匠權は、質權の目的となすことを得るなり。

一、商標 Trade mark とは自己の商品を表示する爲め用ふる文字・圖形又は記號なり、即ち製造者又は販賣者が他の商品と區別して、自家のものたることも證する爲め、商品に貼附する目印なり、されば信用ある商標を有する商品は、其賣買に際し一々實物を點檢することなく、單に商標に依り取引されつゝある實狀にして、商人及消費者が利便を受くること尠ならず、且つ之に依りて商人は其信用を高め得べきなり。

商標は登録の日より二十箇年の専用權を有す。而て登録の上は商標公報に公告せらる、期限滿了後之を續用せんことば更に登録を受くべし、此商標權は營業を譲渡し、若くは他人と其營業を共にする場合に限り、之を譲渡し得べく、凡て譲渡の場合には、其旨の登録を必要とせり。

特許

二、特許 Patent or Octroi は新規なる工業的發明に關し、最初の發明者を保護する爲め設けられたるものにて、登録の上は特許公報に公告せらる。

特許權は登録の日より十五箇年の間存續し、特許權者は  
1、物品の發明にありては製作・使用・販賣若くは擴布の權を  
2、方法の發明にありては使用又は製品販賣權を專用する  
ことを得、存續期間滿了後三年乃至十年の延期を許さるゝ  
事あり、且特許權は之を讓渡し又は共有を爲すことを得。

三、意匠 Decorative design は工業上の物品に應用すべき形狀・模様・色彩又は其結合に係る新規の意匠を按出したる者、又は之が承繼者は、登録により専用權を得るものごとす。

登録意匠は十箇年間専用權を有す、登録料金は特許と同  
じく毎年納むべきものにて、専用權は他人に讓渡し又共有

意匠

實用新案

ご爲すを得べきも、其旨の登録を必要とす。

四、實用新案 Utility model は工業上の物品に關し其形狀・構造又は組み合せに係りて、實用ある新規の型を考案したる者又は其承繼者が登録し、其物品を製作・販賣・擴布又は使用する權利を得るものごとす。

實用新案權の存續期間は十箇年にて、此權利は他人に讓渡し又は期限延長の場合、其旨の登録を爲すべきなり。

第五節 營業所

營業所

營業所 Seat of business は營業の本據にして、商人が法律上の義務を履行すべき確定場所なり、即ち定住商業に於ける店舗又は事務所を稱す。

營業所と住

個人商人の營業所は、住宅と同一なるものあれども、異なる場所を撰ぶ

宅との分離傾向

こと固より支障なし、歐米は勿論近時我國大都市の個人商人に於ても、住宅と營業所を別にする者多くなり、こは住宅は閑靜にして心神の休養、家庭の和樂、子女の教育等に適當なる場所及建築物を要すれども、反之營業所は取引の便宜を主とする商業區域に集まり來たるに歸因す、特に規模大なる商店及會社は全く分離せらるゝを常とするなり。

營業所設立の場所

一、營業所設立の場所 營業所を設立するには、可成其土地に於ける、繁華にして交通の便よく、且つ銀行・保險・運送店等の機關業者と近接せる場所を撰定し、執務上の都合、空氣の流通、採光の工合、顧客出入の便否等を考慮して、適當なる家屋を建設せざるべからず、而して外觀は徒らに華美壯大を競ふの必要なかるべしと雖も、或る程度迄は廣告的手段として、人目を惹く様裝飾を施すの要あるべし、特に小賣商店は店舗の位地併に裝飾には、一入注意を拂ふべきも

營業所の設備

のなるべし。

二、營業所の設備 店舗の設備は、營業の種類規模の大小によりて一概に言ひ難きも、商務を敏活ならしむるには、屋内の構造を考慮すべき要あるは勿論、取引を迅速に且つ整齊處理する爲めに種々の器具器械を備ふること必要なり、營業所には長距離及市内用・室内用・卓上用の電話機を設け、金庫・棚・机・椅子・勘定臺等の外、通信用・計算用の用具を備ふる要あり。

イ、通信用具 には副寫機・英文タイプライター・邦文タイプライター・印刷器(同文を多數印刷するものには、ロネオ(Roneo)及ロツタ(Letter Sorting Box)書狀整理架及容器其他書狀綴等器(Letter Sorting Box)サイクロスタイル(Cyclostyle)最も使用する)種々あり、又店務繁劇なる支配人等の爲めに、ディクタホン、稱し、他よりDictaphoneの着信を見て、其返事を蓄音蠟管に吹込み、之をタイピストに渡し、タイピストは、之を蓄音機に掛けて聞きつゝ、タイプライターにて印刷する装置あり。

□ 計算用具 にはカード式簿記にてはカード容器あり、勘定書印刷器計  
算及加算器、手形安全器、數字打拔器等あり又金錢登錄器の如きも使用す  
る所多し。  
Calculating machine, Protec, Punching machine, Cards cabinet, Billing machine, Cash register

本店支店及出張所

三、本店支店及出張所 營業區域の範圍擴大せらるゝに至れば、營業所は數箇所に分設せらるゝを普通とせり、此場合には其主たる營業所を本店と云ひ、他を支店又は出張所と云ふ、支店は本店の分岐したるものにて、支店長又は支店支配人を置き、或程度迄は本店の指揮命令を待たずして、多少獨立的に營業し、各決算期には決算報告を本店に送り、支店を合計せる總決算を行ふものとす、出張所は本店又は支店の一部にして、其所屬本店又は支店より派出せられたる主任者が、本支店の指揮命令の下に營業を爲すものなり。

支店の利益

支店の利益 は經營の規模を擴張し、大なる利益を收めん爲め又は損失の場合、相互に補填せしむるにあり、即ち、一店の損失は他店の利益を以て補填し得べく、之が一例は大正十二年九月關東地方大震災の際、東京の本店は焼失し大損害を蒙りたるも、京都大阪其他に支店を有せる商店は商品を各地支店より廻送せしめ速に開店したり、且本店の損害は各地支店の利益を以て漸次補填しつゝある實狀なり、2、各地間の貨物の需要供給の適合、金融の調節を圖り得べく、3、競争店の侵略に依る危険と損失を豫防し得べく、4、各地方の嗜好の變遷及需要程度を知り得て、仕入並に販賣を適當ならしむる利益あるべし。

支店の弊害

支店の弊害 は1、支店設置には多額の資本を要すること、2、各店の損失は互に影響を受くべく、3、支店は本店の監督を受くる爲め、自由に活動するを得ざるか、又は若し監督十分ならざるときは、往々失態を生ずる等の損失あり。

### 第六節 商業使用人

商業使用人の意義及名稱

支配人

支配人の權限

商業使用人 Commercial Assistant とは商人に備はれ、其商業に關する勞務に服して行爲を爲す者を謂ふ、而して商業使用人には、商人たる本人を代表する代理權を有するものと、代理權を有せざるものごありて、其名稱に支配人・番頭・書記・手代・丁稚等あり。

一、支配人 Manager は商業使用人中最も地位高き者にて、其選ばれたる本店又は支店に於て、主人の營業の全部につき、代理權を有するなり、故に營業の爲めなる以上は、負債を起し、不動産を取得し、手形行爲を爲し、又贈與を爲すも妨げなく、番頭・書記・手代其他の使用人の選任解任も其權内にあるなり。

イ、支配人の權限 支配人は主人に代りて營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲すの權限を有するものなれば、支配人の爲したる行

支配人の義務

爲は、總て商人たる主人其責に任すべきものとす、然るに主人は其時の都合にて支配人の權限に或制限を附することを得、されど此制限は内部に於ける關係にして、外部に對しては善意の第三者に對抗すること能はず、從而支配人が主人の制限を無視して行ひたる行爲も、善意の取引相手者に對しては、主人は依然其責任を負はざるべからず、但し此場合に生じたる損害に就ては主人は支配人をして、賠償せしむることを得るなり。

□、支配人の義務 支配人の代理權は頗る廣きを以て其職務も亦甚大なり、故に支配人は主人の營業の爲めに自己の全力を擧げて盡さざるべからず、されば支配人は主人の許諾あるに非ざれば、自己又は第三者の爲めに商行爲を爲し、又は會社の無限責任社員と爲ることを得ざるものなり、若し支配人が此禁止に違反せるときは、主人は支配人に對し損害賠償を請求し得るは勿論、支配人を解任することを得るなり、又支配人自己の爲に商行爲を爲したるときは、主人は之を以て自己の爲めに爲したるものと看做することを得、但し此權利は主人が其行爲を知りたるときより二週間之を行はざるときは消滅し、又其行爲の時より一年を経過したるとき

支配人數人の共同代理權

きは消滅するものとす。  
ハ、支配人數人の共同代理權 主人は數人の支配人を選任し、共同して代理權を行ふべき旨を定むることを得、此場合に於ても他人より支配人の一人に對し爲したる意思表示は有效なり、然れども代理權を他人に移轉すること能はざるものにて、即ち複代理人を選任するが如きは、主人の許諾を得たるとき、又は己むことを得ざる事由あるときに非されば、之を爲すこと能はざるなり。

番頭書記及手代

二、番頭書記及手代 Chief Clerk は商業使用人の一種にして、或種類の事項又は特定の事項に従事する者を謂ふ、番頭書記、手代は會社商店より委任せられたる特定の事項に關しては、一切の行爲を爲す權限を有するなり。

小店員

三、小職員 Apprentices (小僧) は商業使用人の一種なるも、商法には支配人番頭又は手代に非ざる使用人は主人に代りて法律行爲を爲す權限を有せざるものと推定せられ居れば、現今所

謂小職員たる丁稚及小僧は其權限之れなきものなるべしされど是は法律の推定たるに過ぎざるを以て此等の使用人に雖も尙ほ有効に主人より委任を受けて、之を爲す代理權をも有することを得るなり。

第七節 商業使用人の選任採用及待遇

商業使用人の選任

第一款 商業使用人の選任 商業使用人は營業主の指揮の下に、又は營業主に代りて業務を行ふものなれば、人物の適否如何に依り、其業務盛衰の岐、る場合尠からず、されば之が選任に付ては、本人の性質・學識・經驗・健康及家庭關係等に至る迄、慎重に調査し、愈々雇入れたる上は、適材を適所に就かしむる様執務分担にも深く考慮を拂はざるべからず。

支配人の選任

一、支配人の選任 支配人は主人に代りて營業上に關する一切の代理權を有するを以て、其店の盛衰は、繫て其人物並に手腕の如何にありとするも、敢て誇張の言にあらざるべし、故に支配人の選任には最も考慮を拂ふべきものなるべし。

個人商人の支配人選任方法

イ、個人商人の支配人選任方法 支配人の選任方法に關しては法規上別に規定する所なければ、民法の委任に依る代理人の選任に關する規定に従ふて可なるべし、即ち暗黙の意思表示を以てするも可なり、又明示の意思表示に依るは素より可なるものとす、只だ支配人を選任して、之を以て第三者に對抗せんとするには支配人の選任登記を必要とするなり。

ロ、會社の支配人選任方法

一、合名會社に在りては、特に會社の業務執行社員を定めたるべきと雖も社員の過半数を以て之を決せざるべからず(商法第五七條)。

二、合資會社に在りては、特に業務執行社員を定めたるべきと雖も、無限責

會社の支配人選任方法

任社員の過半数を以て之を決せざるべからず(商法第一一〇條)

三、株式會社に在りては定款に別段の定めあるときは之に依りて選定し、定款に之に關する條項之れなきときは、取締役の過半数を以て決すべきなり(商法第一六九條)

四、株式合資會社に在りては會社を代表すべき無限責任社員の過半数を以て之を決すべきものとす(商法第二四三條)

右四種の會社に於て支配人を選任したるときは、必ず登記せざるべからず。

番頭以下使用人の採用

二、番頭以下使用人の採用 人と資本とは如何なる事業にも缺べからざる要件なり、然るに世上往々資本を有するも、人なき爲め事業を經營すること能はずとなし、又優秀なる技能を有する人にして、信用の點に於ける非難を聞くことあり、こは人の數を云ふに非ずして、事業を經營せんことする者が其信賴する所謂人物の發見に困難なるを意味する



なり、商業の如き人物信用を主とする場合の多き營業に在りては、番頭以下の使用人選擇にも慎重なる考慮を拂ふべきなり、之が採用に當り本人の性質・學識・健康及家庭に於ける日常の動作等を調査する必要があるべし。

個人商店に於ける採用方法

イ、個人商店に於ける採用方法 個人商店に於ける番頭以下の採用方法として我國舊來の慣習は、壯年者又は老年者を時に應じて採用すること云ふ場合尠なく、多數の商店は少年者を所謂子飼的養成法に依り、夫々家風に基き訓育し、併せて業務の熟練を圖り、丁稚より手代に、手代より番頭と順次昇進せしむる方法に據るもの、如く、近年幾分學校出の青年者を雇入る、風生じたるも、依然舊來の子飼的養成法を採用する所多きが如し。

ロ、銀行會社に於ける採用方法 銀行會社は其企業組織に於て又職務方法に於ても、個人商店と趣を異にするもの多々ありて、銀行會社の從業者には、其業務の性質並に組織及社會一般の事情に關する智識を必要とするが故に、少なくとも中等學校終了以上の學力者を採用するの要あるべし。

銀行會社に於ける採用方法

し、されば從來銀行會社は時に應じ壯年者又は老年者を採用せるものなりしも、近年其方針を變へ青年者を學校卒業後直ちに採用し、職務方法其他業務全般を教習し、書記より課長に、課長より支配人と順次昇進せしめ行く方法を探る所尠からざるなり。

商業使用人の待遇方法

第二款 商業使用人の待遇方法 待遇方法には種々あり

れども、我國に於ては之を大別して一は俸給制と他は暖簾分(別家)制の二と爲すことを得べし、俸給制は現今會社、銀行及大商店に於て殆んど一般的に採用せられ居るも、未だに古き家風を遵守して暖簾分制に據る商店も亦絶無にあらず。

而して俸給制は使用人の地位、手腕、事務の繁閑及其成績等に依り、一定の月給額を定め之を毎月末に支給し、尙半期又は年末に於て本人の勤怠に依り又は事業の成績に依り

賞與金を與へて獎勵する所多し、反之暖簾分制は使用人を所謂子飼的に養成し、永年勤續の功勞者に對して、相應の資本金を贈與し、其暖簾を分け別家として獨立商業を営ましむるにあり。

使用人保護に關する規定

イ、使用人保護に關する規定 近年會社銀行に在りては執務並に社員保護に關する規程を設け、又商店に在りては家憲若くは店則を設けて執務の順序並に店員保護に關する内規を設くる所甚だ多し、こは一面職務上の利害關係を密接ならしめ、他面には彼等が安心して業務に勤勉ならしむる獎勵策より出でたるものなり、其方法として毎決算期に利益より一定の金額を控除し、之を使用人特別保護の資金として積立て、或は使用人の病傷に對する保險を附し、或は退職手當金の制を設け、或は單身者の爲に共同宿舍を建て、或は家族扶助法を定むるが如き是れなり。

使用人の監督

ロ、使用人の監督 斯く一方に使用人を保護すると同時に、他方には執務上並に日常の行動に關する掟を設け、各員をして怠慢粗漏の弊なき様に

するは勿論、奢侈惡習を防ぐ豫常に監督を嚴重にすべきものなるべし、之が實行方法には種々あるべしと雖も、其一例としては使用人の人格修養に資する爲め、時々名士を招聘して修身講話會を開催し、又は夜學校に通はしむる如きなり、又怠慢粗漏に對しては身元保證人若くは保償金の制を定め、又は夫々戒飭に關する方法を定め置くが如し。

第八節 取引先

取引先は如何なる商業に於ても、最も大切なる相手方にして、賣買業に於ては販賣すべき商品を得るに先ちて取引先を得べきものこそせらるゝ位なり、而して確實なる取引先の發見は新に商業を開始する者は勿論、既に永年斯業に従事しつゝある者も、業務の維持且つ發展を計らんこそする者の、常に苦心する所にして、取引先の選擇宜しきものは成功し、然らざるに於ては失敗を免るゝ、こゝ能はざるべ

取引先選擇方法

し。

一、取引先選擇方法 最善なる方法は各地方に支店若くは出張所を設置し、有爲の店員を派して、該市場の商況を常に研究せしむると同時に、確實なる取引先を廣く求めしめ、其信用の程度、營業振及營業の範圍等を詳細に調査報告せしめ、其確實なりと信ずる先を選択するに在り、然りと雖もこは多額の經費を要して、萬人の企及し能はざるこそなれば、比較的實行容易なる、販賣人の派遣、銀行に調査の依頼又は商業興信所の利用等に依り選擇すべきものなるべし。

販賣人の派遣

1、販賣人の派遣 出張販賣人(又は商業旅行人)を時々各方面及地方に簡派し、其携ふる所の見本其他に依り販賣に努力せしむると同時に、該市場の商況を研究せしめ、併せて確實なる取引先を選択せしむるにあり。

銀行に調査

2、銀行に調査の依頼 銀行は其得意先の信用、營業振に關し絶えず調査

の依頼

し居るものなれば、新に取引を開始せんと欲する先は勿論、舊來の取引先信用をも調査依頼をなし、其報告に對しては、十分に注意を拂ふべきなり、蓋し銀行が見て以て信用ありとする者に非ざれば、確實なる取引先として選擇する能はざるが故なり。

商業興信所の利用

3、商業興信所の利用 興信所は世人の依頼に應じ、主に商工業者の資産及營業の狀況を調査報告し、商業者其他の營業上の便利を與ふるを目的とするものなれば、取引先の選擇に際し必ず利用すべきなり、商業興信所に關しては後出更に説明すべし。

取引先選擇と商業道德

二、取引先選擇と商業道德 商業は貨物を安く買入れ之を高く賣り、利益を得るを目的とするものなるも、顧客に不正商品を賣り、不正利得を收むべきにあらず、又取引約定後之を不法に破却し、他に損害を蒙らしむべきものにもあらず、其本義とする所は商業的行動に要したる費用と、勞務に相當する利益を得るにあり、然るに世上商業者中に不正商

品を賣り又は約定を破却して迄も、只管利益の多からんことに務め、恬として恥づることなく、更らに甚しきは詐欺に類する如き不正行爲を敢てし、金品を貪り一部商業者の往々之を商賣上手と推賞することあるは慨歎の至りなり、之が爲め一般より商人には些の道德心も無きが如く非難を受くること尠からずして、一部不正業者の爲め多數其汚名を蒙るは誠に遺憾なりとす、斯る不正商業者を排除する方は、各自確實なる取引先を選択するにありて、若し之が調査を怠り、不確實なる者と取引をなし爲めに問題の惹起せる時は、獨り自己の損失のみならず、該取引に關聯する者全部の迷惑ともなり、一人の不道德行爲は其影響する所廣く、延いて商業界を毒する甚だ深し、されば自他の爲め各自其取引先の信用を十分に調査し、不確實なる者は斷じて取

引を爲さざるにあり、即ち支拂能力の確實にして、且經營の着實なる取引先を選び取引を行ふは、自ら商業道德の趣旨に副ふものにて、之を極言せば商業道德は、唯だ確實なる取引者等に依りて保持せらるることするも不可なきなり、故に向後商業の進展に伴ひ、各自に於て一層取引先の選擇を慎重にせざるべからず。

### 第九節 廣告

廣告

廣告 Advertisement は自己の營業の種類及狀況を公衆に知らしめ、顧客を誘引する方法にして、營業開始の際は勿論、老舗にても或程度迄は常に之を利用して顧客の吸収に務めざるべからず。

廣告の必要

一、廣告の必要 現時の如く營業の區域廣り、同業者の數

多く、競争激烈を加ふるに至りては、先づ最も多く顧客を吸引するを要す、殊に小賣商業中の百貨商店・通信販賣者等に於て其必要を見るべく、此目的を達するには相當費用を投じて廣告を爲すを最良の方法とすべし。

廣告の種類

二、廣告の種類 廣告の方法種々あれども、之を大別して口頭廣告・直寫廣告・偶意廣告の三種とす。

一、口頭廣告 は音樂・舞曲・演劇・講談等を利用して營業の内容商品の効能等を口述せしむるものなり。

2、直寫廣告 は新聞雜誌商品目錄引札張札看板等に營業に關する各種の事項を表はして廣く配布又は揭示するものなり

3、偶意廣告 は或る他の事項を利用して間接に廣告する方法にして、例へば公共的事業又は寄附行爲を藉りて廣告と同一の効果を收むるが如き是なり。

廣告の注意

三、廣告の注意事項 廣告は營業に關する事項を公衆に

事項

知らしめ、尙ほ進んでは、他人の心をして自己の思ふ所に向はしむべし」と謂はるゝ如く廣告の効果を收むべき研究を必要とするものなれば、廣告する事項には十分注意を拂ふべきなり、左に其主なる要件を擧げんに

一、意匠に注意すること 意匠は嶄新にして公衆の注意を惹く様にし、而かも可成簡單にして要領を了解し易からしむべし。

一、適當なる場所を選択すること 人々の最も多く集る場所、及需要者の最も多き場所を選ぶべし。

一、適當なる時期を選択すること 需要時期・購買力の増進せる時期、殊に戶外廣告は氣候好順なる時期を選ぶべし。

一、誇大廣告を避くこと 猥りに誇大なる文字、野卑なる繪圖を表はし、或は人を欺瞞するが如き廣告は避くべきものなるべし。

## 第六章 商業機關

### 第一節 稅關

稅關の意義

**第一款 稅關の意義** 稅關は開港に於ける貨物の輸出入船舶の出入並に之に附隨せる外國貿易に關する事務を處理する官衙にして、我國内地にては横濱、神戸、大阪、門司、長崎、函館、朝鮮には仁川、釜山、元山、鎮南浦、臺灣には基隆、關東州には大連の十二港に稅關本署を置き、其他の開港には支署ありて、各本署は管轄區域を定め、夫々支署を所管す、此外本署又は支署の出張所あり、又は密輸出入を防ぐ爲めに沿岸及國境各地に監視所を設く。

組織及稅關事務

**第二款 組織及稅關事務** 一、稅關組織 内地稅關には稅關長、事務官、關稅官、鑑査官、技師、事務官、補、監視、監査官、補、監

稅關事務

吏、技手等數多の官吏を置き、其内部は監視部、稅關長官房、總務課、検査課、會計課に分課せらる。

二、稅關事務 内地稅關に於て取扱ふ事務には左の八種あり。

- 一、關稅噸稅及稅關諸收入に關する事項
- 二、保稅倉庫、稅關假置場、其他の保稅地域に關する事項
- 三、船舶及貨物の取締並に貨物の收容に關する事項
- 四、關稅法又噸稅法犯則者の處分に關する事項
- 五、輸出入又は移出入貨物の戻稅及交付金に關する事項
- 六、運送通路の取締に關する事項
- 七、輸入又は移入の砂糖、織物、石油の消費稅、及骨牌の諸稅に關する事項
- 八、移入稅に關する事項

船舶

**第三款 船舶** 稅關にては取締上船舶を、外國貿易船と、沿海通航船とに分つ。

外國貿易船

一、外國貿易船 Ocean-going vessels, vessels engaged in foreign trade は國籍の如何を問はず、外國貿易の爲め外國に往復する船舶にして、海難其他已を得ざる事故あるごきの外不開港(外國貿易を許されざる港)に出入することを得ず、若し已を得ざる事故により不開港に入りたるごきは、船長は直に其由を税關官吏に届け出つべきものとす。

入港手續

1、入港手續 外國貿易船が開港に入りたるごきは、先づ港務部に着港届を差出し、次で税關監査課に入港後二十四時間に入港届に積荷目録・船舶國籍證書等を添付して差出し、Entrance notice, Manifest, Certificate of ship's nationality外に監視部に旅客氏名表・艙口申告書・船用品目録を提出し、かくて税關よりの官吏立會の上に積卸をなすべきものとす。

然るに若し貨物の積卸を爲さずして入港後二十四時間内に出港する場合は右の手續を要せざるなり。

出港手續

2、出港手續 出港の場合には監査課に出港届を差出して出港免状を受け入港のごきに添付せし船舶國籍證書等の返付を受け出港免許を得て發航す。

二、沿海通航船 Coasting vessels は我沿岸航行即ち帝國領海内に航行する日本國籍の船舶に限られ、外國に往復せざるものなれば、税關に直接の關係なく開港と不開港とを問はず自由に出入し得べし、然れども若し外國貿易品を積載し我開港間又は保税地域間(保税地域とは税關港内・保税倉庫・税關假置場其の他法令により外國貨物を藏置し得る地域を云ふ)等に海路運送を取扱ふ場合には、入港後二十四時間内に船長は入港届及運送目録を差出し、出港のごき積載済ならば出港届を税關に差出して許可を受くるを要す。

又時に海難其他已を得ざる事故のため、外國に寄港したる場合には、歸港後其の旨を税關に届出つべきものとす。

噸稅

第四款

噸稅

とは外國貿易船が開港に入りたるごき

に、徴收せらるゝ税なり、噸稅の徴收に關し種々の議論ある

も、船舶は港灣の改修・浚渫・浮標・燈臺の設置等によりて、直接

間接に利益を受くるが故に、之が費用を分担するは當然な

りごして一般に是認せらる。

1、噸稅の徴收は外國貿易船が開港に入りたる時に

のみ課せらる、但海難其他已を得ざる事由により入港し、且

貨物の積卸をなす場合には噸稅を課せらるゝごごなし。

2、噸稅率は總べて登簿噸數一噸又積量十石につき、

金五錢にして、入港毎に納入するものごす、然れども屢々入

港する船舶にありては、其入港毎に納付するは煩雜にして、

且出費多きを以て、一時納付を許さる、即ち一時に一噸又は

十石につき、金拾五錢納付するごきは、納付の日より滿一ケ

噸稅率

噸稅の徴收

Tonnage due

Registered tonnage

關稅

臺灣の噸稅

年間は幾回同一港に入港するも無稅なり、但毎回納付の場合には其効力は納稅當時のみにて、一度出港すれば其効力を失ふ、又噸稅は何れの場合にても之を納付したる港に對してのみ有効にして、他港に於ては効力なし。

臺灣の噸稅 臺灣にては外國貿易船を、西洋形船舶と、日本形及支那形船

船とに分ち、前者の噸稅は毎回登簿噸數一噸につき金五錢とし、滿一ケ年

金二十錢ごす、後者は更に千石以上と、未滿ごに分ち、千石以上は毎回五錢、

未滿は三錢ごせり。

朝鮮の噸稅

朝鮮の噸稅 朝鮮に入港する船舶に對しては、當分の内從來の稅率(合邦以前即ち韓國時代に)により噸稅を課す。

第五款

關稅

Custom duty

は輸出入貨物に賦課する租稅にして、輸出稅及輸入稅の二種あり、我國にては朝鮮を除くの外輸入稅のみを課す、而して關稅が主として歲入を目的ごして課



するを財政的關稅と云ひ、反之國內の産業を保護し若くは生産者の利益を増さんが爲めに課するを保護的關稅と云ふ、現時多くの國又多くの貨物に課する關稅は此二者を折衷せるものなり。

輸出税

イ、輸出税 Export duty は輸出品に對して賦課するものなれども、國內産業を阻害する場合多く、内地は明治三十二年、臺灣は同四十三年以降共に之を廢せり。

輸入税

ロ、輸入税 Import duty は外國品の輸入に對し賦課するものにて我國は財政並保護の兩者の性質を帯びたる關稅にて、原料品の輸入には低率を課し、製品にして内國のものど競争品なるときは相當高率を課し、而して奢侈品には全く收税の目的にて課するなり。

通過税

ハ、通過税 Transit duty は國境を通過するも、自國の輸入にあらざる貨物に賦課するものなり、されど此種課税は國際通商頻繁なる今日に於て、領域通過品の減退を招き、從て運賃勞銀手数料等の收益を失ふことなる爲め課税せざる國多し。

戻税及交付金

税率並に之が賦課の方法に關しては第二編第四章貨物輸出入手續中に於て説述すべし。

戻税

第六款 戻税及交付金 貿易保護の方法は單に輸入税の賦課のみに限らず、内地にて生産せられたる貨物を輸出するに方りても亦行はるゝものにて、戻税及交付金はなり

一、戻税 Drawback は輸入品を原料として製造したる物を輸出するごき、輸入の際徴收したる輸入税を返戻し、又は内地にて製造されたる或種の貨物を輸出するごき、既に納めたる内地の消費税を返戻するを云ふ、例へば酒、醬油の輸出に對して、造石税、醬油税を下け戻し、輸入原料品を用ひて造りたる精製糖、罐詰衣類、帽子、鏡、時計、洋傘等を輸出するごき、其原料の輸入税相當額を下戻さるゝが如きなり。

交付金

二、交付金 Bounty は或種の貨物を輸出するごき、輸出者に輸

出獎勵の意味を以て與ふる下付金なり、我國にては現今直接の交付金なきも、煙草及鹽の輸出者に對して、專賣局にて特に廉價に販賣するは、交付金と同一意義なるべし。

異議及訴願

**第七款** 異議及訴願 税關の處分に對し異議あるときは、其救済として異議の申立及訴願の提起を許せり。

異議

**一、異議** は關稅の賦課に關する税關長の處分の再審を請ふことにて、貨物引取前税關長に對し、處分を受けたる日より二十日以内に文書を以て申出づるものことす、税關長は之を審議して判定書を與へ、若し從價税に依る貨物の價格に異議あれば、Written Decision 税關長は申告價格に其百分の五を加へたる價格を以て該貨物を買上ぐるか、或は税關長及異議者の選定せる評價人をして評價せしめ、其評價を以て課税價格とす、若し評價が申告價格より少きときは申告價格を以

て課税價格とす。

訴願

**二、訴願** Petition は關稅の賦課に關する税關長の處分のみならず、其他總べての税關長の處分に對し不服あるときは、異議者は處分の日より六十日以内に訴願書を税關長經由の上大藏大臣に提出す、大藏大臣は税關長より訴願書の回送を受けたるときは、之を審査する爲め、委員會を設け、法規に從ひ委員のなせる審査により作成せる訴願裁決書を税關に送り來るなり、其裁決は、**1、** 訴願を却下せらるゝか、**2、** 税關長の處分を是認せらるゝか、**3、** 又は取消となるか、**4、** 或は税關長更するの何れかにあるなり。

貨物分類其他

**第八款** 輸出入貨物の分類、通關手續、貨物の收容、税關貨物取扱人に關しては關聯する章節の都合上、第二編第四章

計 外國貿易統

貨物輸出入手續に於て説述すべし。

第九款

外國貿易統計

は税關に於て輸出入申告書を

基として、輸出入品の種類・數量・價格及輸出入國別等を調査したる統計を云ひ、月表・年表の二種あり、外國貿易統計は其國に於ける貿易の現況・盛衰・消長又は各國との貿易關係等を知る唯一の材料にて、内地に於ける農工商業の統計と相俟つて國家經濟を判定する上に於て極めて必要なれば、大正十二年一月よりは、舊來のものに比し、更らに正確明細なる統計を作製する爲め、横濱税關に於ては、輸出申告書に仕切書を添付せしむることとせり。

第二節 商業會議所

商業會議所 Chamber of commerce

は一地方の商工業の發達改善を圖り、且つ

商工業者の利益を保護する目的にて組織せる一の商業機關なり。

設立及議員

一、設立及議員

商業會議所は市の地域内に於て被選

舉權（其の地域内に於て二ヶ年以上議員選舉の要件を具備せる法人及年齢三十歳以上、其の男子なるを要し選舉權者の資格は其地域内に於て商行為を營業として營業税を納むるもの、及び自己の名義を以て製造及加工に關する行為をなすを營業として營業税を納むるもの、及び取引所税を納むる取引所、礦業税を納むる礦業權者等なり）

を有すべき者三十人以上が發起し、農商務大臣の認可を経、て設立せられ、議員は該地域内に於て資格を有する者の中より、地方長官の命じたる選舉委員の監理の下に選舉せらる、議員には會社にても選出せらるべく議員となりたる會社は其の代表者出席す。

議員は十五名以上五十名以下にて役員には會頭一名、副會頭若干名、其他商工業に關し智識經驗ある者を特別議員とすることあり。

事務及權限

- 二、事務及權限 商業會議所のなす事務及權限は、國に依り多少其趣を異にするも、我國の主なるもの左の如し。
  - 一、商工業の發達を圖るに必要なる方案を調査す。
  - 二、商工業に關する法規の制定、改廢施行に關し意見を行政官廳に開陳し及商工業に關する意見を公表す。
  - 三、商工業に關する事項に就きて行政官廳の諮問に應ず。
  - 四、商工業上の狀況及統計を調査し發表す。
  - 五、商工業者の委託に依り商工業に關する事項を調査し、又は商品の產地、價格等を証明す。
  - 六、官廳の命に依り商工業に關する鑑定人又は參考人を推薦す。
  - 七、關係人の需めにより商工業の紛議を仲裁す。
  - 八、農商務大臣の認可を受け商工業に關する營造物を設立し、又は管理し其他商工業の發達を圖るに必要なる施設をなす。
- 三、經費 は議員の選舉權を有するもの、負担さす時

經費

商業會議所聯合會

には使用料・手数料又は實費を徴收して之に充つることあり。

四、商業會議所聯合會 商工業者の利益を代表し、且つ同一步調を執る爲め、各地商業會議所は、毎年一回順次各地に全國商業會議所聯合大會を開き、以て相互の氣脈を通じ全國商工業の發展を策す。

第三節 同業組合

同業組合 是一地方に於ける同業者が互に營業上の利益を維持増進し、同業者間の親睦を圖り知識を交換し、或は不正の行爲を監視矯正せんとする爲めに、組織する團體にして、之を仲間組合とも稱す。

- 一、設立、役員及經費 一地方に於ける一定區域内の同

設立、役員及經費

業者三分の二以上の同意を以て規約を作り、監督官廳の認可を受け設立するものにて之が設立されたるときは、其地區内に於ける同業者は、猥りに其加入を拒むことを得ず。組合の役員は組長・副組長・及評議員にして、組合員より互選せられ、組長は組合一切の事務を總括し、外部に對して組合を代表す。

經費は同業者の分担據出すべきものなり。

二、重要物産同業組合 は同組合法に依り、斯業者共同利益の爲めに、殆んど強制的に組織せらるるものにて、主として輸出品々質の整調・粗製防止策・荷造方法の改良及検査規定を定め、販路の擴張を畫策し、又は使用人の取締及其教育の監督等斯業の進歩改良に貢献するを目的とせり。

三、茶業組合 は同組合法に依り組織せられ、製造を精

重要物産同業組合

茶業組合

同業組合聯合會

良にし、販路を擴張し、賣買を正確ならしむる爲め、茶を製造販賣する者、茶園を所有し茶生葉を販賣する者、及茶生葉若くは製茶を仲買する者は、必ず加入すべきものとす。

四、同業組合聯合會 各地の同業組合は相互に聯絡をこり、其目的を達せん爲めに同業組合聯合會を設く。

#### 第四節 商業興信所

商業興信所 は世人の依頼に應じ、主に商工業者の資産及營業の狀況を調査報告して、一方には信用を明かにするに共に、他方には信用不確實なる者に對する注意を與へ、以て商業社會に於ける信用の發達を援け、且つ銀行會社其他商工業者に營業上の便利、取引上の安全を與ふる機關なり。

興信所の業務

一、興信所の業務 興信所は其目的を達せんが爲めに左の如き業務を爲す。

- 1、興信所に加盟せる會員の審問に應じ、秘密且つ迅速に調査回報を爲す。
- 2、商工業上に影響を及ぼすべき事變、例へば商工業者の手形小切手の不渡・失敗・支拂停止・破産閉店・財産差押・支拂命令の送達・重大なる訴訟提起等の生じたるときは勿論、未だ起らざるも其發生を豫知したるときは、會員の問合を待たずして之を通知警告す。
- 3、毎日毎週毎月等定期に商工業界の景況並に變動を調査し、之を網羅したる通報を會員に配布す。
- 4、商工業界の公益に資すべき参考資料を研究編輯し、定期又は臨時に刊行して之を發賣又は公表す。

興信所の組織

二、興信所の組織 興信所は純然たる一種の營利事業として、信用通信をなす目的にて組織するものもあるも、會員

組織若くは加盟者の共同團體なるものあり、我國の主なる興信所は會員組織にて加入會員のみ之を利用し得るに過ぎず、而して各地に支所・派出所を設け、或は他の興信所と互に連絡して調査の便宜を計るなり。

第五節 重要なる公私商業機關

前各節に述べたるは重要なる商業機關なるも、此外尙數多あり、其主なるものを擧ぐれば。

商品検査所

一、商品検査所 は商品の粗製濫造を防ぎ、品質の統一改良を圖り、我商品の名聲を維持する爲めに、製品を検査し、不合格品は之を市場に出さしめざる目的にて設立せるものなり、商品検査は政府又は地方廳にて行ふものご、組合にて行ふものごあり、前者には横濱の生絲検査、神戸の花蒔

検査及各府縣の米穀検査あり、後者には水産物検査、羽二重検査、雜穀検査、硝子製品検査、燐寸検査、瑛瑯鐵器検査、眞田検査、莫大小検査等あり。

商品陳列館

二、商品陳列館 Commercial Museum は内外國の商品を蒐集し、之を秩序的に分類陳列して、汎く衆人の縦覽に供し、且つ説明をも與へて、商品に關する智識を普及せしめ、以て商工業の進歩を促す機關なり、尙ほ商品に關する公報を發行し、公衆の依頼によりて商業地理、交通、商慣習等の調査、外國語の翻譯等を取扱ふもあり。

商品陳列館の設立は官設あり、私設あり、商業會議所の設立に係るものあり、或は同業組合にて經營するものありて、其規模の大小、目的等にも多少の相異あるを免れず、其目的に絶對的に公共機關なるあり、或は商品の販路擴張の手段

に利用せらるゝものあり、而して販路擴張手段に利用するものは稍々勸工場に類似する所あれども、其性質全く相異なれり、蓋し勸工場は雜然たる各種の小賣店の集合なれども、商品陳列館は統一的組織を有し、公益と販路の擴張とを兼ね、直接の營利に重きを置かざるものごす。

三、博覽會 Exhibition or Exposition は廣く各種の物産を集め、普く衆人の觀覽に供し、販路を擴張し、購買心を誘起せしむる點に於て、商品陳列館に類似する所あれども、永久に開館せずして、臨時又は定時に、一定の時日に限りて開會する點に於て異なれり、而して博覽會は出品者に賞與を與へて競争心を起さしめ、以て生産物の改良進歩を促し、發明を獎勵し、且つ回を追ふて其發達の程度を比較せしめ、以て産業を勃興せしむるの效果尠からず、其經營は政府又は公共團體により行はるゝ

場合多し。

又博覽會の規模小にして、出品の種類限定せられ、且つ出品地區域狭小なる所の共進會、品評會等あり。

會計士

四、會計士 Public Accountant は商工業者其他の依頼に應じ其業務の經營及會計の正否を檢查するを職務とす、英米の二國は此制度最もよく發達し、會計士は公認となり、其調査証明せる會計報告は世人の信用を有し、最も正確信頼し得るものこそせらる、我國も大正十一年十一月農商務省が、社團法人日本會計士會の設立を許可し、會計士制度を公認せり。

官衙

五、官衙 商業上の利益を保護進捗するに直接の關係を有するものは大藏農商務遞信外務鐵道の五省なり。

一 大藏省 商業に關係ある局に理財局及主稅局あり、理財局は貨幣國債、一般金融、國資の運用、出納、國庫金の出納管理に關する事項等を掌り、主

稅局は關稅噸稅の賦課徵收、關稅行政の管理、監督外國貿易の船舶及輸出入品の監督、保稅倉庫、稅關假置場及稅關倉庫に關する事項等を掌り、又大藏大臣の管理に屬する專賣局にては樟腦、鹽、煙草の專賣に關する事項を掌り、又財務官は海外に於ける我國の財務を處理する官吏にして、英、米、佛の三國に駐在す。

2 農商務省 商業に關係ある局は、商務局及工務局にして、商務局に於ては一般商事に關する事務を管掌する外、商品陳列館を置き、内外國の商品見本及參考物品を蒐輯陳列し、衆庶の觀覽參考に供し、且つ貿易事務に關する通信事務及地方商品陳列所に關する事務を掌り、工務局に於ては度量衡及計量に關する事務を管掌する外、中央度量衡檢定所を置き、度量衡器及計量に關する事項を掌る、又、農商務大臣の管理に屬する特許局は、發明、意匠、商標、實用新案に關する事務を管掌す、又花筵檢査所と生絲檢査所は同大臣の管理に屬するなり。

3 遞信省 商業に關係ある局は、通信局、管船局にて、通信局は郵便、小包郵便、電信、電話に關する事項を掌り、管船局は、航路標識、航路、船舶、海員、水運



及保護海事會社の監督に關する事項等を掌る。又遞信大臣の管理に屬する貯金局は郵便爲替、郵便貯金の事項を掌管す。

4 鐵道省 國有鐵道及附帶業務、地方鐵道及軌道に關する事項を掌管す。

5 外務省 商業に關係あるは、通商局にして、通商、航海及移民に關する事項を取扱ふ、又外務大臣に隸屬する領事、貿易事務官、商務官等は在外我國臣民の利益及貿易の保護増進を主たる職務と爲す。

領事には總領事、領事、副領事、領事官補の別あり、此外に名譽領事として、我が領事館のなき地に、其國人に我領事事務の取扱を委託するなり。

商務官は外務大臣及其駐在國にある我が大使及公使の指揮監督を承け、海外に於ける我國貿易に關する事務を取扱ふものにて、貿易進展の爲め領事、貿易事務官の外特に駐在す。

賣買の意義

第二編 賣 買

賣買とは、當事者の一方即ち賣主が或物品を相手方即ち買主に引渡し、相手方が之に對し其代金を支拂ふべき契約にして、換言すれば、物品と金錢との交換なるが故に、物々交換と其性質を異にす、而して、當事者の孰れかの一方より直接に申込みて、相手方が之に承諾を與ふるも、又は仲介商の媒介行爲に依りても、同様に賣買契約は成立するものなり。

第一章 賣買取引の方法

第一節 卸賣及小賣

賣買方法の區別中主要なるは、卸賣及小賣にして、此區別は商品販賣分量の多寡よりするにあらずして、主として其相

百貨店の性質

通信販賣

手方より見たるものなり、卸賣は商人同士の取引多きに反し、小賣の顧客は、一般消費者なり。

我國に於て最近著しく大都市に其流行を見るは例ば三越の如き大百貨店にして、其賣上高は、驚くべき數字に上ばれども、其性質より見る時は、決して卸賣を業とするものにあらずして、唯だ大經營の下に行はるゝ小賣事業に外ならず。更に最近其發達を來せるは、通信販賣にして、此方法は、都市の商人が主として地方人に對し各種の廣告宣傳等により且つ小包又は代金引換郵便、小荷物便、振替貯金等を利用して、販賣發送するものなるが、廣告及宣傳等に失費嵩むの虞あるを以て、相當の技倆を要するものなるべし。

第二節 問屋に依る賣買

委託賣買

委託販賣

試算賣上勘定書

委託の手續  
委託販賣送状

問屋とは、自己の名を以て、他人の爲めに、物品の販賣又は買入を爲すを業とする者、換言すれば、委託賣買を行ふ者なり。

一、委託販賣 甲地の商人若くは生産者が、乙地に於て物品を販賣せんとするに方り、自から之を行ふに、不便又は不利なるときは、乙地の信用ある問屋に該商品の委託販賣を爲さしむるを便とし、此場合に委託者が、乙地の市況、諸掛等を確知せんことを、問屋をして試算賣上勘定書を送らしむるを可とす、Pro-forma Account, sa, etc 試算賣上勘定書とは、問屋が委託品を賣上済みのものご假定して、其賣上高の中より自己の手数料、運賃、其他諸掛を控除して、正味の手取金を算出せる計算書なり。委託者は之に依り利益あるを認めたるときは、更めて委託の契約を爲す。委託者が問屋へ貨物を發送する場合には、委託販賣送状を送付すること普通にして、問屋は該貨物一部

賣上の後に、正味手取金を算出せる賣上勘定書(或は賣上計算書)を作成して、之を委託者に送付し、且つ該手取金は爲替にて之を委託者に送り、或は委託者勘定の貸方に一時記入し置くことあり。

委託買付

二、委託買付 委託買付とは、委託販買と反對に、甲地の商人が乙地より或商品を仕入れんとするに方り、各種の理由にて不利、不便を感じる場合に、乙地の問屋へ手数料を支拂ひて、所要商品の買付を委託することに於て、委託者は委託を爲すに先だち、問屋より試算送狀(買付見積書)を送らしめて、乙地に於ける相場、諸掛等を知り、然る後之を甲地の市價と對比するを可とす而して買付の委託を爲さんとするには、先づ問屋へ買付委託書を送り、問屋は代金、諸掛等を立替へて所要の商品を買入れ、之を委託者へ積送ると同時に、

試算送狀

買付委託の手續  
買付委託書

買付送狀

數量・代金・諸掛・手数料・立替金等を明記せる買付送狀(買付計算書)を送り、且つ荷爲替を取組むを普通とす。

第三節 仲立人に依る賣買

仲立人の必要

仲立行爲

隔地の場合は勿論、同一地域内に於ても、或商品を買はんことを欲する者と、之を賣らんことを欲する者が、互に相知るを得ずして空しく時日を経過せんとする場合に、仲立人の媒介的行爲を必要とすべし、仲立人は此等兩者の間に立ち、其委託を受け、双方より仲立口錢を收め、以て賣買契約を締結せしむるなり、仲立人は單に媒介行爲を爲すに止まり、當事者を代表することなきを以て、取引要件を自己の帳簿に記入し、且つ此等の要件を記載したる仲立人證書二通を作成し、署名の上當事者双方に各一通を交付するものとす、尤も當

仲立人證書

事者の一方が、自己の氏名、商號等を相手方に知らしめざるやう、仲立人に依頼したるときは、仲立人は仲立人証書中に該依頼者の氏名、商號等を記載せずして、仲立人自ら相手方に對し、契約履行の責任を負ふものとす。

以上は一般商品の賣買に就き述べたるが、手形、船舶有價証券等の賣買に關しては、特殊の仲立人、即ち取引所取引員、手形仲立人、爲替仲立人、保險仲立人、船舶仲立人、税關仲立人等あり、此等は各其條下に於て説明すべし。

#### 第四節 代理商に依る賣買

代理商とは、一定の商人の爲めに、其營業部類に屬する商事の代理又は仲介を繼續して行ふ所の獨立商人を謂ふ、例へば、某銀行、某保險會社の代理店の如く、又は某外國商會の代

理店の如きは是なり、從て一定せざる商人の代理又は一時的の代理行爲を爲すは、代理商人にあらず。代理商人は委託者の承諾を得るにあらざれば、自ら委託者と同一の營業をなし、又は同種類に屬する營業に従事する合名、合資又は株式合資會社の無限社員となり又は他の同營業者の代理商人たることを得ず。商品の賣買に關しては、或地方に於て自ら之を繼續的に行ふこと能はざる者又は之を行ふに不利なる者は、代理商と代理契約を締結し、以て之に代理賣買を行はしむるを便す。

#### 第五節 組合賣買

組合賣買

組合賣買とは二人以上の商人が、共同計算にて當座組合を

結び、商品の賣買をなし、其結果たる損益を分擔する契約を云ふ、而して組合員中の一人が主として其業務擔當の衝に當り、契約に従ひて其業務の經過、相互間の貸借關係を明かにし、損益分擔額を表示せる計算書を他の各組合員へ送付し、自己負担以外の賣買高に對しては、一定の手數料を受くるを普通とす。

組合は其組合員の所有又は生産する商品、又は外部より仕入れたる商品を販賣するを目的とし、其組合員は資金・經驗・位地・危險其他の關係より、二人以上にて損益を分擔するを安全とし、普通商人間、或は普通商人と問屋間に、組合契約を結ぶものとす。

### 第六節 競争賣買

組合の目的  
及組合員

競争賣買の  
意義

競争賣買の  
種類  
入札賣買

競争賣買とは、相手方各一人なる普通の相對賣買と異なり、  
Competitive sales  
一人の賣手と多數の買手との間、又は一人の買手と多數の賣手との間に行はるるものにして、多數者側は競ふて相手方の希望に副ふべき最高、若くは最低値段を申込みて、賣主若くは買主となるものなり、取引所に於て行はるる、競賣は、賣方も買方も双方多數にして、互に價格を競ふて賣買玉を定むるものなるが、こは特種の競争賣買に屬するを以て、取引所の編に於て詳説すべし。

競争賣買を分て、入札及競賣の二とす。  
一、入札賣買 Tender  
入札賣買とは、自己の賣り又は買はんことを欲する商品の價格を、多數競争者をして、入札書と稱する書面に認ためて差出さしめ、賣の場合には最高値段を入れたる者、又買の場合には最低値段を入れたる者を落札者とし、

直ちに保証金を差入れしむ。  
入札に附するに方り指値を爲すことあり、即ち豫じめ或限度の價格を定め置き、賣の場合には其指値以上、買の場合には其指値以下の價格にあらざれば、契約成立せざることをす。

競賣

競賣の種類

二、競賣 Auction sale 競賣は、一に糶賣又は糶糶賣買とも稱し、一方の相手方が多數なるは入札と同様なれども、競賣は事實に於て賣却の場合にのみ行はれ、即ち一人の賣方に對し、多數の買方あるときに行はるること、書面の代りに口頭にて値段を競争するの二点に於て入札と異なれり。す。  
競賣は其專業者たる競賣人 Auctioneer をして之を行はしむること普通なるが、其方法に二種あり、一は競買者 Bidder をして、安値より漸次高値に競上げしむるもの、他の一は和蘭陀競賣方 Dutch Auction と稱し

競賣人が高値より漸次安値に下ぐるものにして双方の志望が合致せる場合には、競賣人は「ハンマー」を以て卓上を打つを例とす、猶ほ競賣に於ても、入札の場合と同じく、指直を豫定することを得。

第七節 先物賣買

先物賣買の意義

投機賣買

先物賣買 Prompt sales とは、將來の一定期日を定め、其日に受拂を爲す條件にて賣買するものにして、其目的により之を二種に分つ。  
一、投機賣買 抑も投機賣買とは、相場變動の時に方り賣主は先安を見越して、自己の手に無き或商品を先物にて賣り、引渡期日までに他より同一商品を安値にて買入れて之を買主に引渡し、又買主は先高を見越して、或商品の先物を買ひ、引取期日までに同一商品を第三者へ高値にて賣り、

以て此間に於て巨利を獲得せんことを目的とするものにして、此等の賣買者の豫想せる如き相場の出現するときは、相當の利益あるべきも、若し相場が豫想に反したるときは、甚しき損失を蒙るや勿論なりとす。

先賣先買

二、先賣先買 相場激變の場合に於ては、或商品の所有者は、其商品市價の下落せんことを虞れ、先物として之を賣り置き、又或商品の買入を志望する者は、將來其市價の昇騰せんことを虞れ、先物として之を買ひ置き、斯くして將來相場の變動如何に關はず、其不利なる影響を避けんとするは、即時に受渡をなす必要な商人に取り、最も安全なる賣買方法なりとす。

先物の賣買就中投機賣買は、取引所に於て最も盛に行はるる方法なるが、こは特種の取引方法に屬するを以て、取引所

の編下に之を詳説すべし。

第二章 註文の要件

賣買條件

商品の賣買契約を締結するに際し、之に關する諸條件を協定することを要す、其中最も重要なるは、目的物の品質數量、値段、受渡期日及場所並に支拂方法に關する五條件なりとす。

第一節 取引の目的物

取引商品及其品質を確定的に表示すべき方法は、該商品の種類、取引の性質、商習慣等により決せらるるものにして、其主なる表示方法は次の如し。

一、實見 實見とは、買主が引渡物件を點檢したる上にて、Actual Inspection on approval 契約するを云ひ、普通の小賣賣買は、殆んど此方法に依る、一

實見

度び實見したる以上は、容易に發見し得ざる瑕疵の外は、賣主に悪意なき限り、賣主に責任なきものとす、拜見又は試験と稱するは、實物賣買の一種にして、賣主が買主に對し、實見の上にて買否を決せしめ、又は試験の上にて代品を供給し、若くは代金を返戻すべきことを約するものなり。

見本

二、見本 Sample 見本とは、取引商品の全部を代表する部分品にして、買主は之に依りて賣買契約を取結ぶものなるが故に、賣主は必ず之と全然同一品質の物品を引渡さざるべからず、然らざれば買主は契約を解除し、損害の賠償を要求し、若くは減價を請求することを得べし、而して英語の sample なる語は、廣く見本の意味に用ふれども、元來主として農産物、原料(例は羊毛、棉花)食料品、液体類、半製品、或種の既製品(例は革、砂糖等)に用ひ、柄見本なる語は、絹、綿、毛の織物其他の製品 Pattern

に用ふ、猶ほ模本なる語を弘き意味にて、標型、手本等の意に用ふ。  
Specimen

更に Sample には本見本、積出見本、先發見本、反對見本等の區別あり、此等は後章に説述すべし。  
Original sample, Shipment sample, Advance sample, Counter sample

標準

三、標準 Standard or Type 標準とは、或一定の品質を代表せる標本にして、之に基き賣買契約を結び、若し引渡品が之と異なる場合には、其差等に從ひ、代價を増減することを得るものなり、此賣買方法は主として、米穀、棉花、羊毛等に行はる。

銘柄、商標、  
説明書

四、銘柄、商標、説明書 Brand, Trade mark, Description 商品の品質が廣く知らるゝ場合には、見本又は標本を必要とせず、單に産地、製造者名、銘柄又は商標を示して、賣買契約を結ぶものなり、例へば三池炭、米國産、グツド、ミツリング、棉鐘紡二十手綿絲、鷲印煉乳等の如し、猶ほ此等の外に、複雑せる註文品に在りては、明細なる仕様 Specification



書を作り、之に基きたる製品を誂ふる。ことあり。

### 第二節 數量

#### 數量の計算法

商品の數量は、賣買契約に關する主要條件中の一にして、實際引渡せる貨物の數量の過不足は、苦情の種となるを以て、最も嚴密に秤量するの必要あり、而して數量の計算法は、商品の種類、取引の習慣等により、自ら一定せるものにして、重量による數量の單位は、噸・封度・擔・貫・匁・斤等を以てし、員數を以てするもの、單位は、個・樽・箱・函・袋・捆・俵・石・打等を以てす。重量にて賣買せらるる商品中、包裝あるものは、其重量を總量又は皆掛ご、正味量又は純量ごに別つ、總量ごは包裝物の目方即ち風袋をも包含せる重量にして、正味量ごは之を差引きたる重量なり。

#### 總量、正味量

Gross weight

Net weight

Tare

#### 風袋の種類

風袋ごは前述の如く、内容商品を包裝せるもの、例へば箱・樽・俵・袋・帶鐵其他の材料の重量にして、商習慣に従ひ、次の如き種類あり。

#### 實際風袋

Actual or Ideal Tare

一、實際風袋 荷造に使用したる箱袋等の包裝の實際の重量を、一々秤量せるものにして、主として特別品・高價品に對し之を行ふ。

#### 平均風袋

Average Tare

二、平均風袋 貨物全數中より、任意に數個を取りて、其實際風袋を秤り、之を平均して全部に對する風袋ごするものにして、例へば棉花の場合に、各百俵中より十俵を拔出し、之を解きて包裝物帶鐵等の重量を秤り、其平均を百俵の風袋ごとして計算するが如し。

#### 慣習風袋

Customary Tare

三、慣習風袋 荷造法及包裝の一定せる貨物に對しては、包裝物を秤量せず、慣習によりて定められたる一定の重量

を風袋とし、之を總量より差引くの方法なり、例へば輸入豚脂の如きは、其容器は一定の大きき重さを有するを以て、一々實際の風袋を秤量せずして、一定の重量を其風袋と見做すが如し。

算定風袋  
Computed tare

四、算定風袋 賣買の當時、當事者間に於て、大體協定せる風袋なり。

表示風袋、  
附加袋風

以上の外に、表示風袋と稱し、積出の際に、秤量記載したる風袋、又附加風袋と稱し、荷物が一定の重量を超過せる場合に、其超過額を差引く如き種類の風袋あり。

減法量

叙上の如く、正味量は總量より風袋を差引きたるものなれども、こは未だ眞の正味量に非ずして、或商品中には之より更に左の如き各種の差引を行はざるべからざるものあり。

1 損傷減去とは硝子、陶器の如き取扱上又は運送途上に於て、破損し易き  
Allowances  
Breakage

商品に對し、豫じめ見積高を協定して差引くを云ひ、2 減量とは、生絲又は

Draftage

綿糸の如く、水分の乾燥甚しきものに對し、相當の見積量を減するを云ひ

3 漏損とは、酒の如き液体の漏減に對し、4 不足とは、液体が蒸發漏損等に

Leakage

Utillage

より、荷造の際量目不足せるものに對し、5 砂引とは、海産物の場合の如く、

Draft

包装中に砂石の混入せるものに對し、減量することとなるが、猶ほ消耗とて

貨物の消耗、磨損等に對して、差引を行ひ、其差引けるものを、正味量と稱す

Nettle weight

るものあれども、Tare 及 Strike weight なる語は今日使用せられず。

### 第三節 取引値段

商品の賣買契約を爲すに方り、其値段(代價)を定むることは、最も重要な條件なりとす、而して値段に關しては、先づ相

Price

相場の建て方

場の建て方、受渡に伴ふ危険及経費の負担方法に依る取引  
値段の定め方、稱呼、符牒、割引、割戻等を知らざるべからず。

第一款

相場の建て方

相場とは、商品の變動する價格

を云ひ、建て方は、相場の呼び方、即ち商品の對價を表示す  
べき一定の單位にして、此單位は、數量を基とするものご、金

額を基とするものごあり、例へば白米の小賣相場にて、一升  
に付金四十錢ご云は、數量一升建にして、金一圓に付二升  
五合ご云は、金額一圓建の相場なり。

相場の建て方は、商品の種類、卸賣、小賣、地方の習慣、其他各種の状況により  
差異あり、例へば前記の如き白米小賣相場に於て、一圓建は東京の習慣に  
して、一升建は大阪の習慣なるが如し、然れども大多勢の商品は、數量建に  
して、且つ一般的又は地方的に概ね一定せるを以て、一々其建て方を明示  
する必要なかるべし。就中取引所等に於て行はるゝ標準及銘柄賣買に於

値段の定め方

ては、標準物或は銘柄物の一定數量を建とし、之に對し金額にて相場を定  
め、更に標準物に在りては、其相場を基として、同種類商品の相場を其等級  
に従ひて示すものごす、設例せば、株式市場の賣買は、銘柄物一株を建とし  
て相場を立て、米穀市場は、武蔵中米(東京)又は攝津中米(大阪)一石、三品市  
場は、綿糸鐘紡左二十手一捆(一捆に付三百斤入)米國棉花市場にては「ミツ  
ドリ」棉一封度を建として相場を立て、其他米、綿糸、棉花は、各格差によ  
りて其相場を定むるが如し、然れども此等の相場は、必ずしも絶対的のも  
のにあらざるを以て、實際の市中賣買相場は、之れより多小の高低あるを  
免がれず。

第二款

値段の定め方

商品の取引値段は、引渡場所、危

険負担の程度、運賃、其他諸掛の負担程度、支拂時期の如何等

に依り、之を決せざるべからず。左に其中主なるものを列挙す。

現場渡値段

一、現場渡値段 At dock 賣買契約を結べる場所、又は貨物の現存せる場所に於て引渡すべき値段にして、荷造、運送、其他の諸掛は一切買手の負担とすべき値段なり。されば製造者の所謂現場渡値段と、普通商人又は問屋の所謂現場渡値段とは異なれり。蓋し後者の場合には前者の現場渡値段へ自己の店舗までの荷造費、運賃、其他の諸掛、並に利益若しくは手数料を加へたるものなるを以てなり。

停車場渡値段

二、停車場渡値段 At station 或停車場に於て引渡す契約にて取極めたる値段にして、賣主は荷造費、其停車場までの運賃諸掛を負担する條件なり。

貨車渡値段

三、貨車渡値段 On Rail (wagon) 鐵道の貨車に積込み引渡すべき契約

船側渡値段

にて定めたる値段にして、其積込までの一切の費用を賣主に於て負担するものごとす。

四、船側渡値段 Free alongside, F.A.S.

貨物を本船の船側にて引渡すべき約束にて定めたる値段にして、船側までの解賃を代價中に含めたるものなり。

甲板積込渡値段

五、甲板積込渡値段 Free on Board, F.O.B.

貨物を本船甲板上に積込むまでの費用を含めたる値段にして、例へば輸出の場合に、神戸本船渡値段英貨百磅を、£100 F.O.B. Kobe といふが如し。

運賃込値段

六、運賃込(又は持)値段 Cost and Freight, C. and F.

貨物が到達港に至るまでの費用を含めたるものにして、即ち甲板積込渡値段に、到達港までの本船運賃を加へたる値段なり、換言すれば、到達港に於ける本船渡値段なり。